# 令和3年度管内行政概要



広島県西部建設事務所

# 表紙の説明

事 業 名 主要地方道 矢野安浦線 道路改良事業 川角工区

事業場所 安芸郡熊野町川角〜呉地 事業期間 平成15年度〜令和3年度

工事概要 延長 L=1,060m

幅員 w=25.0m

# 目 次

1 '	<b>菅内の概要</b>		
(1)	事務所の沿革	•••••	1
(2)	所管区域		3
2	組織及び職員の配置状況		
(1)	組織		4
(2)	職員の配置状況		5
(3)	各課の分掌事務		6
(4)	水防体制		8
3 :	公共土木施設の状況		
(1)	道路の状況		11
(2)	河川の状況		11
(3)	砂防指定地,急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険区域の状況		12
(4)	海岸保全区域の状況		12
(5)	ダムの状況		13
4 1	重点施策		
(1)	社会資本未来プラン及び関連計画等の策定		15
(2)	施策別重点事業		16
[	施策 I 〕安全・安心を支える総合的な県土の強靭化		16
	ア 災害復旧事業		16
	イ 河川の整備		22
	ウ 砂防・急傾斜の整備		23
	工 道路防災事業		24
	オ 土砂災害防止法に基づく区域の見直し及び認知度向上		24
	カー交通安全施設等整備事業		25
	キ プレジャーボート等不法係留対策		25
	施策Ⅱ〕交流・連携を支えるネットワークの充実・強化		26
	アー道路の整備		26
	施策Ⅲ〕魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成		28
	ア 広島市東部地区連続立体交差事業		28
	イ 街路事業		29
	共通施策〕社会資本の適切な維持管理の推進		31
	ア アセットマネジメントの推進		3
	イ 河川の堆積土等除去の推進		3
	ウ 事務移譲		33
(3)	総合計画図 (別冊)		
5	主要関連資料		
(1)	予算の概要		35
(2)	用地補償の状況		40
(3)	管理の状況		41
(4)	建設業及び宅地建物取引業の指導		43
(5)	建築、宅地開発、建設リサイクルの指導等		46
(6)	建築行政		47
(7)	建設工事の資材のリサイクル指導		50

# 1 管内の概要

#### (1) 事務所の沿革

大正 4年 広島市、安芸郡、安佐郡及び佐伯郡を管轄区域として、広島市水主 町県庁舎 (現在の広島市文化交流会館敷地) 内に広島土木出張所を 開設した。

昭和 4年 4月 1日 廿日市土木出張所の開設により、佐伯郡を分離し、広島市、安芸郡 及び安佐郡を所管区域とした。

昭和20年 8月 6日 戦時中産業奨励館(現在の原爆ドーム)に移転していたため、原爆により、多数の職員が犠牲となった。庁舎が壊滅したので、可部町へ仮移転した。

昭和21年 1月 広島市基町(相生橋上流左岸堤防)に仮事務所を設置した。

昭和22年 4月 広島市基町の護国神社跡(現在の旧広島市民球場跡地)に木造の 庁舎を新築移転した。

昭和33年 3月29日 広島市上八丁堀へ鉄筋コンクリート2階建の庁舎を新築移転した。

昭和37年 4月11日 本館に3階を増築した。

昭和39年 4月 1日 機構改革により広島土木建築事務所に組織変更した。 (総務課, 用地課, 管理課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 業務課, 建築課の8課制)

昭和45年 4月 1日 都市計画課を増設した。(9課制)

昭和46年 4月 1日 工務第一課と工務第二課を統合して工務課とした。なお,再開発課 を増設した。(9課制)

昭和47年 4月 1日 都市計画課と再開発課を広島都市計画事務所に統合分離した。 (7 課制)

昭和55年 4月 1日 広島市が政令指定都市に昇格したため、事務の一部を移譲し、管理 課と維持課を統合して維持管理課とした。なお、都市計画事務所の 廃止に伴い都市計画課が新設された。(7課制)

昭和55年 9月 1日 広島緑化植物公園の一部開園に伴い,広島緑化植物公園管理事務所 を新設した。 (7課1事務所制)

昭和59年 4月 1日 業務課と都市計画課を廃止した。なお、広島緑化植物公園管理事務 所が広島緑化植物公園と名称変更して本庁(都市整備課)直轄とし た。(5課制)

昭和60年 3月20日 佐伯郡五日市町が広島市と合併したため五日市町が佐伯区となり, 当所の所管区域とした。

昭和60年4月1日 魚切ダム管理事務所を当所の直轄とした。(5課1事務所制)

昭和61年4月1日 維持管理課業務係及び建築課住宅係を廃止した。

平成 1年 4月 1日 梶毛ダム建設事業所を新設した。(5課2事務(業)所制)

平成8年4月1日 東部連続立体交差事業所を新設した。(5課3事務(業)所制)

平成12年 4月 1日 太田川流域下水道事務所の廃止に伴い下水道課を新設した。また, 災害対策課を新設した。(7課3事務(業)所制)

平成13年 4月 1日 機構改革により広島地域事務所建設局に組織変更した。また、用地課を用地第一課、用地第二課に分割した。(8課3事務(業)所制)

- 平成13年 7月30日 広島市南区比治山本町へ移転した。
- 平成15年 4月 1日 用地第一課,用地第二課を統合し用地課とした。下水道課,災害対策課を廃止し,都市建設課を新設した。(6課3事務(業)所制)
- 平成17年 4月 1日 呉地域事務所大柿支局・芸北地域事務所吉田支局の廃止に伴い,広島地域事務所建設局大柿維持管理分室・吉田維持管理分室とした。 用地課を用地第一課・用地第二課,工務課を工務第一課・工務第二課に分割した。また,建設業課を新設した。(9課3事務(業)所2分室制)
- 平成18年 4月 1日 大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を本局に統合した。これに伴い、維持管理課を廃止し、管理課・維持第一課・維持第二課を新設した。また、梶毛ダム建設事業所を廃止し、梶毛ダム管理事務所を新設した。(11課3事務(業)所制)
- 平成20年 4月 1日 都市建設課を廃止した。(10課3事務(業)所制)
- 平成21年 4月 1日 機構改革により西部建設事務所に組織変更した。また、東部連続立 体交差事業所を東部連続立体交差事業課に改称した。(11課2事 務所制)
- 平成22年 4月 1日 梶毛ダム管理事務所を廃止した。(11課1事務所制)
- 平成23年 4月 1日 事業調整員を事業調整特別班として独立させた。(11課1班1事務所制)
- 平成26年10月 1日 平成26年8月20日に広島市内で発生した大規模土砂災害に対応するため,災害復旧チームを新設した。(11課1班1チーム1事務所制)
- 平成27年 4月 1日 管理課を管理第一課,管理第二課に分割した。(12課1班1チーム 1事務所制)
- 平成28年 4月 1日 事業調整特別班を,事業調整・土砂法指定推進班に名称変更した。
- 平成30年 8月 1日 平成30年7月豪雨災害に対応するため、復旧準備班を新設した。 (12課2班1チーム1事務所制)
- 平成30年 9月 1日 復旧準備班を廃止し,災害関連緊急対策チームを新設した。 (12課1班2チーム1事務所制)
- 平成31年 4月 1日 災害復旧チームを廃止した。(12課1班1チーム1事務所制)
- 令和 2年 4月 1日 平成30年7月豪雨災害に対応するため、三篠川復旧事業課を新設した。 事業調整・土砂法指定推進班を事業調整特別班に名称変更した。 (13課1班1チーム1事務所制)

# (2) 所管区域

当所の所管区域は6市7町(広島市, 竹原市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町)で, このうち一般土木関係は, 3市4町(下表のとおり)を, 建設業法等関係は, 5市6町(下表のとおり)を, 建築関係・開発関係は, 4市7町(下表のとおり)を所管している。

管内の総面積は3,336.35 平方キロメートルと県の約39 パーセント,人口は約156万1千人と県内人口の約56 パーセントを占めている。

地勢は、大部分が山地で、管内中央部には中国山地に源を発した太田川が大小 57 の河川を合流、西部には阿弥陀山に源を発した八幡川が石内川を合流して、それぞれ広島湾に注ぎ、東部には東広島市に源を発した瀬野川が熊野川ほか 2 河川を合流して海田湾に注ぎ、これらの下流域に人口が集中して、市街地が形成されている。

# 面積及び人口

所	管 市 町	名	土地面積	世帯数	人口
一般土木事務	建設業法等事務	建築事務開発事務	(k m <sup>2</sup> )	(戸)	(人)
広 島 市	広 島 市		906.69	553, 993	1, 201, 281
		竹 原 市	118. 23	10, 769	24, 017
	大 竹 市	大 竹 市	78.66	11, 587	26, 326
	廿日市市		489. 49	47, 642	114, 253
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	537.71	11, 023	26, 463
江田島市	江田島市	江田島市	100.72	10, 185	21, 937
府 中 町	府 中 町	府 中 町	10.41	21, 673	51, 193
海田町	海田町	海田町	13. 79	12, 870	29, 646
熊 野 町	熊 野 町	熊 野 町	33. 76	9, 420	22, 844
坂町	坂町	坂町	15. 69	5, 228	12, 592
	安芸太田町	安芸太田町	341.89	2, 588	5, 744
	北広島町	北広島町	646. 20	7, 667	17, 778
		大崎上島町	43. 11	3, 436	7, 161
	計		3, 336. 35	708, 081	1, 561, 235

資料

面積,世帯数及び人口: 出典「令和2年国勢調査結果」(令和2年10月1日現在)

2 組織及び職員の配置状況(令和3年4月1日) (1) 組 織 -事業調整特別班 一参 事 -建 設 総 務 課 -一庶 務 係 一工 事 係 - 建 設 業 課 -参 - 次 長 (事務) -用地第一課-- 用地第一係 -用地第二係 -参 事 一用地第二課-- 用地第一係 -用地第二係 -管理第一係 一管理第一課--管理第二係 -参 事 -管理第二課--管理第一係 -管理第二係 西部建設事務所長 一 - 次 長 -維持第一係 -維持第一課-(技術) -維持第二係 -維持第一係 一維持第二課--維持第二係 -主 幹 一工務第一課 --工務第一係 -工務第二係 -参 事 -工務第二課--工務第一係 -工務第二係 -参事 -審査第一係 (工事検査担当) -審査第二係 --建 築 課 --検査指導係 東部連続立体交差事業課 -第一班 - 担当課長 災害関連緊急対策 -第二班 - 担当課長

(13課1班1チーム1事務所)

- 三篠川復旧事業課

―魚切ダム管理事務所

# (2) 職員の配置状況

(令和3年4月1日現在)

「																				令和3	年4月	1日	見在)
「「中では、「「は、「「は、「「は、「「は、「「は、「」」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「「は、「」」」が、「は、「」」」が、「は、「」」」が、「は、「」」」が、「は、「」」」が、「は、「」」」が、「は、「」」」が、「は、「」」が、「」」が	THE STATE OF THE S	所	長	次		奪		課長	参	主	主幹	係	主	主	主	技			休	専		計年	
接続 係 名			īE\$r	長	検査担	調整担	調	び	事	幹	係	長	杳	任	事	師	小計	用職	び休	従	職	任用	合計
等端部等称組組	課 係 名				当	(当)	(当)				長			1,33	,	,-,-			職	, ,	貝	員	
一		1	1	3	1																		
母称の																							
接続係		1	1	3	1	1	1						1	1								1	
上 本	建設総務課							1	1								2						2
小計	庶務係											1	3		1		5	1				1	7
接殺素器	工事係											1	4		1		6					1	7
用地等一編	小計							1	1			2	7		2		13	1				2	16
用地第一係	建設業課							1					3		2		6	1	1			1	9
別地第二係	用地第一課							1	1								2						2
小野   一	用地第一係											1	1	1	2		5	1				1	7
用地第二級   用地第一級   用地第一級   日地第一級   日本第一級   日本第一級   日本第一級   日本第一	用地第二係											1	3		1		5					1	6
用地第一係	小計							1	1			2	4	1	3		12	1				2	15
田地第二條	用地第二課							1	1								2						2
小計	用地第一係											1	5		1		7	1					8
小計	用地第二係											1	2		1		4					3	7
管理第一課	小計							1	1			2	7		2		13	1				3	17
管理第一係								1									1						1
管理第二條												1	3										
中野 中部											1	_			1			1				1	
管理第一課 管理第一課 管理第一課 管理第一課 管理第一課 管理第一課 計算 に に に に に に に に に に に に に に に に に に								1				1											
管理第一係         日本         日本 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>_</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></t<>								_	1		1	1	4		1			1				1	
管理第二條         日本         日本 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>,</td><td></td><td></td><td>,</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>								1	1			1	1		,			,					
小計											_	1		,				1					
維持第一課 維持第一保								_															
維持第一係 推持第二條									1		1	1	2	1	2		_	1					
##持第二條								1															
#持第二課												-	-	1									
維持第二課																							5
維持第一係   1	小計							1				2	4	1		1	9					3	12
#持第二係	維持第二課							1									1						1
	維持第一係											1	1			2	4		1				5
工務第一課	維持第二係										1			3			4						4
工務第一係 工務第二係	小計							1			1	1	1	3		2	9		1				10
工務第二係	工務第一課							1		1							2						2
小計	工務第一係										1		1	2		3	7						7
工務第二課	工務第二係											1		2		4	7						7
工務第一係 工務第二係	小計							1		1	1	1	1	4		7	16						16
工務第二係	工務第二課							1	1								2						2
小計	工務第一係											1		3		1	5					1	6
建築課       1       1       1       1       1       2       4       4       4         審査第二係 検査指導係       1       1       1       2       3       1       1       4         小計       1       1       1       1       2       4       4       4       4         小計       1       1       1       2       1       5       2       12       1       1       13         東部連続立体交差事業課       1       2       7       3       3       15       1       1       1       17         三篠川復旧事業課       1       1       1       3       2       1       7       1       3       2       1       7       1       1       8         計       1       1       1       5       1       5       16       47       28       12       20       157       6       2       1       2       16       184         無切が上のまた       1       1       1       5       1       5       16       47       28       12       20       157       6       2       1       2       16       184 <t< td=""><td>工務第二係</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>1</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td></t<>	工務第二係											1	1	3		1	6						6
審査第一係	小計							1	1			2	1	6		2	13					1	14
審査第一係	建築課							1									1						1
審査第二係 検査指導係 1 1 1 2 4 4 1 4 小計 1 1 2 1 5 2 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												1		1		2							
検査指導係											1											1	
小計     1     1     1     2     1     5     2     12     1											H	1	1										
東部連続立体交差事業課 1 1 1 1 2 5 1 1 6 災害関連緊急対策チーム (※1) 2 7 3 3 15 1 1 1 17 三篠川復旧事業課 1 1 3 1 1 1 15 5 1 5 16 47 28 12 20 157 6 2 1 2 16 184 魚切ダム管理事務所 (※2) 1 7 3 2 9								1			1					2						1	
災害関連緊急対策チーム (※1)     2     7     3     3     15     1     1     17       三篠川復旧事業課     1     1     3     2     1     7     1     8       計     1     1     1     5     1     5     16     47     28     12     20     157     6     2     1     2     16     184       魚切ダム管理事務所(※2)     1     3     4     3     2     9								_			-	_											
三篠川復旧事業課     1     3     2     1     7     1     8       計     1     1     1     1     1     5     1     5     16     47     28     12     20     157     6     2     1     2     16     184       魚切グム管理事務所(※2)     1     3     4     3     2     9													<u> </u>	-						1	1	1	
計 1 1 3 1 1 1 15 5 1 5 16 47 28 12 20 157 6 2 1 2 16 184 無切がム管理事務所(※2) 1 1 3 3 3 4 4 3 2 2 9					-	-			-	-	-		-		-	-		$\vdash$	-	1	-		
無切ダム管理事務所 (※2) 1 3 4 3 2 9		-	,				,		_		_	10			10			_				10	_
Ast		1	1	3	1	1	1		5	1	ь	16		28	12	20			2	1	2		
合計 1 1 3 1 1 1 16 5 1 5 16 50 28 12 20 161 9 2 1 2 18 193								1					3				4	3				2	9
	合計	1	1	3	1	1	1	16	5	1	5	16	50	28	12	20	161	9	2	1	2	18	193

<sup>※1</sup> 令和3年5月1日付で災害関連対策チーム 技師1名増。

<sup>※2</sup> ダム当直専門員6名及び会計年度任用職員(短期)は除いている。

#### (3) 各課の分掌事務(令和3年4月1日)

#### 事業調整特別班

- 1 関係機関との協議、調整、情報収集等に関すること。
- 2 道路・河川・海岸・砂防・街路事業に係る次の事務に関すること。
  - (1) 新規事業の要望、企画、調査、設計に関すること。
  - (2) 中長期計画等に関すること。
- 3 土砂災害警戒区域等の変更に関すること。
- 4 市町の都市計画手続き事務に関すること。
- 5 災害復旧事業の査定等に関すること。
- 6 災害業務等に係る事務所間の応援及び対応計画に関すること。
- 7 浸水想定区域図の作成に関すること。

#### 建設総務課

- 1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 2 庁舎の管理に関すること。(西部建設事務所庁舎に関するものに限る。)
- 3 工事の執行に関する事務のうち工事契約に関すること。
- 4 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関すること。
- 5 前各号のほか、他課及び管理事務所の所掌に属しないこと。

#### 建設業課

- 1 建設業の許可に関すること。
- 2 宅地建物取引業者等の免許及び登録に関すること。
- 3 建設工事に係る解体工事業者の登録に関すること。
- 4 浄化槽工事業者の登録に関すること。

# 用地第一課·用地第二課

土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

#### 管理第一課·管理第二課

- 1 道路,河川,海岸保全区域(第一課のみ),公有水面(第一課のみ),砂防 指定地,地すべり防止区域,急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の 管理に関すること。
- 2 広島県アダプト制度に関すること。
- 3 採石法に関すること。(第一課のみ)
- 4 砂利採取法に関すること。(第一課のみ)

#### 維持第一課·維持第二課

- 1 道路,河川,海岸(第一課のみ),砂防,地すべり及び急傾斜施設の維持・ 補修に関すること。
- 2 交通安全事業の調査,設計及び監督に関すること。
- 3 道路災害防除事業の調査、設計及び監督に関すること。

- 4 除雪・道路パトロールに関すること。
- 5 管理課所掌事務(占用・改築等)に係る技術審査に関すること。
- 6 アセットマネジメントに関すること。

#### 工務第一課・工務第二課

- 1 他課・管理事務所の所掌に属しない土木工事の調査,設計及び実施並びに 監督に関すること。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 3 災害復旧事業(公共)の調査、設計及び監督に関すること。
- 4 市町の都市計画等の助言に関すること。(第一課のみ)
- 5 県の定める都市計画案の作成等に関すること。 (第一課のみ)

#### 建築課

- 1 建築基準法に基づく確認、検査、指導及び取締り等に関すること。
- 2 建築士の指導及び取締りに関すること。
- 3 浄化槽法の規定による設置等の届出の受理等に関すること。
- 4 建築物省エネ法の届出及びバリアフリー法の認定に関すること。
- 5 建築物の防災に関すること。
- 6 災害関連融資業務に関すること。
- 7 都市計画法の規定による開発行為等の規制及び都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
- 8 宅地造成規制法及び旧住宅地造成事業に関する法律に関すること。
- 9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。

# 東部連続立体交差事業課

- 1 広島市東部地区連続立体交差事業に係る総合調整に関すること。
- 2 連続立体交差事業に係る土地区画整理事業及び街路事業等の関連事業との調整に関すること。
- 3 安芸郡府中町・海田町・広島市安芸区(急傾斜)に属する土木工事の調査,設計 及び実施並びに監督に関すること。
- 4 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 5 災害復旧事業(公共)の調査、設計及び監督に関すること。

#### 災害関連緊急対策チーム

- 1 災害関連緊急砂防事業の調査、設計、監督に関すること。
- 2 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の調査、設計、監督に関すること。
- 3 砂防激甚災害特別緊急事業の調査、設計、監督に関すること。

#### 三篠川復旧事業課

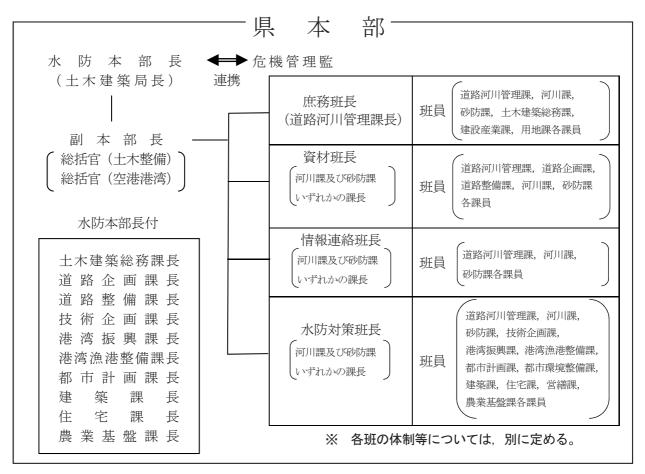
三篠川災害復旧助成事業の調査、設計、監督に関すること

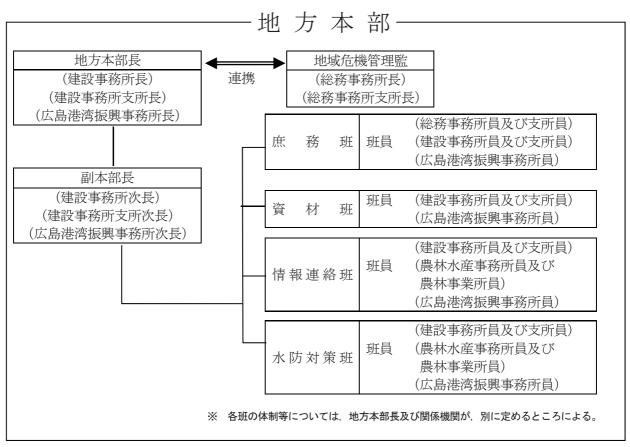
# 魚切ダム管理事務所

魚切ダム及び梶毛ダムの管理に関すること。

# (4) 水防体制 ①水防法関係

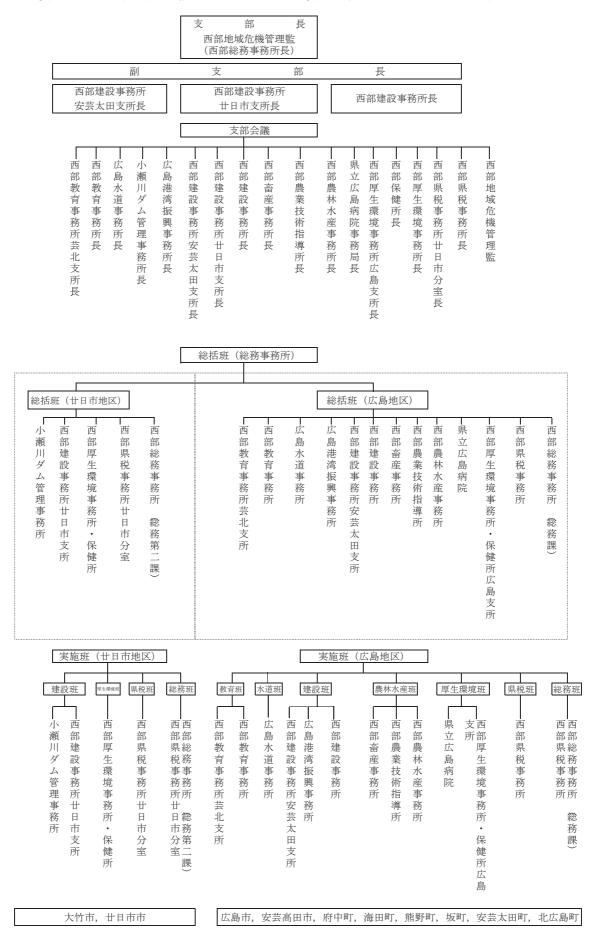
# 水防本部組織図





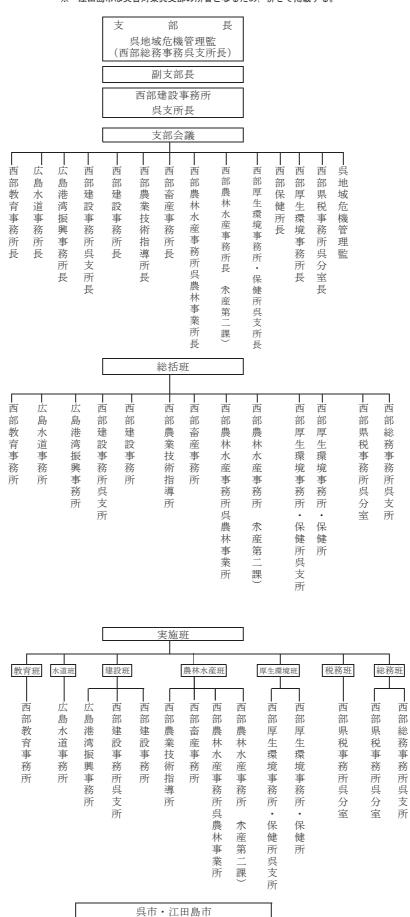
#### ② 災対法関係

広島県災害対策西部支部の機構(災対法に基づく広島県地域防災計画書による災対支部組織図)



# 広島県災害対策呉支部の機構(災対法に基づく広島県地域防災計画書による災対支部組織図)

※ 江田島市は災害対策呉支部の所管となるため、併せて掲載する。



# 3 公共土木施設の状況

#### (1) 道路の状況

管内には、国土交通省管理の国道2号、31号及び54号が東西南北の交通軸を形成し、 さらに、高速自動車道である中国自動車道、中国横断自動車道及び山陽自動車道が都市間 交通の用に供している。

県が管理する路線は、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町に存在する一般国道3路線、主要地方道15路線並びに一般県道32路線の計50路線であり、改良率85.3%、舗装率99.1%である。

なお、広島市内の県道は道路法第17条の規定により広島市が管理している。

(令和2年4月1日現在)

44.01	路	実延長	改良	済	舗装	済	/# #.
種別	線数	(m)	延長(m)	%	延長(m)	%	備考
一般国道	3	52, 947. 4	50, 100. 4	94.6	52, 947. 4	100	
主 要 地方道	15	(1, 050. 6) 162, 117. 5	(350. 4) 152, 416. 4	(33. 4) 94. 0	(1, 050. 6) 159, 950. 2	(100) 98. 7	
一般県道	32	(740. 1) 147, 742. 2	106, 941. 5	72. 4	(740. 1) 146, 625. 6	(100) 99. 2	
合計	50	(1, 790. 7) 362, 807. 1	(350. 4) 309, 458. 3	(19. 6) 85. 3	(1, 790. 7) 359, 523. 2	(100) 99. 1	

(注) ( )は、内数でダブルウエイ

# (2) 河川の状況

管内には、河川法の適用を受ける河川として、国土交通大臣直轄管理の一級河川が太田川水系8河川、江の川水系1河川あり、また、県知事管理の一級河川(指定区間)が太田川水系49河川、江の川水系43河川、及び二級河川が10水系で19河川ある。

(令和3年4月1日現在)

	河 流 路		指 定	区間	指 定	区間外	そ	の他	
和	重別	川数	延 長 (km)	河川数	流路延長 (km)	河川数	流路延長 (km)	河川数	流路延長 (km)
一級	太田川	54	324. 74	49	229.87	8	94.87	_	_
河川	江の川	44	199. 46	43	175. 16	1	24. 3	_	_
=	級河川	19	94. 95	_	_	_	_	19	94. 95
6	3 計	117	619. 15	92	405.03	9	119. 17	19	94. 95

<sup>(</sup>注)※指定区間及び二級河川は知事管理,指定区間外は国土交通大臣管理

※戸坂川,三篠川及び根谷川の3河川は,指定区間と指定区間外があるため河川数が一致しない。

# (3) 砂防指定地. 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険区域の状況

#### ア 砂防指定地の状況

管内には、土石流危険渓流が多く、しかも土質が軟弱なため、豪雨に際しては、地盤 の崩壊が生じやすい箇所が多数ある。

土石流危険渓流は, 3,262 渓流あるが, このうち砂防指定地として,554 箇所が指定 済みである。

# イ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

管内には、山裾に家屋が密集する地域が多い。現在、急傾斜地崩壊危険箇所は、管内では 5,019 所であるが、このうち急傾斜地崩壊危険区域として、593 箇所が指定済みである。

# ウ 地すべり防止区域の状況

管内には、地すべり危険箇所が9箇所あるが、このうち地すべり防止区域として2箇 所が指定済みである。

(令和3年4月1日現在)

	砂防指定地		急傾斜地	開壊危険区域	地す~	ドり防止区域	土砂災害防止法に基づく 特別警戒区域告示箇所数		
箇列	听数	規制面積(ha)	箇所数	規制面積(a)	箇所数	規制面積(ha)	箇所数 (5.27 現在)		
55 (75		3, 632. 337	593 (731)	42, 348. 59	2	20. 12	10, 326		

(注) ( ) は、追加と新規の合計数を示す。

# (4) 海岸保全区域の状況

管内には、国土交通省所管の海岸保全区域が8箇所ある。

(令和3年4月1日現在)

所管別	海 岸 名	所 在 地	延長(m)
	小屋浦地区海岸	安芸郡坂町小屋浦	693
	江田島矢の浦地区海岸 (鷲部地先・矢の浦地先)	江田島市江田島町鷲部 江田島市江田島町中央	2, 184
	江田島秋月地区海岸	江田島市江田島町秋月	2, 845
国土交通省	岡大王地区海岸	江田島市沖美町岡大王	1, 214
国工父理目	江田島能美遠崎地区海岸	江田島市能美町高田	800
	江田島能美中町地区海岸	江田島市能美町中町	792
	津久茂宮ノ原地区海岸 (津久茂地先・立石地先)	江田島市江田島町津久茂 江田島市江田島町宮ノ原	512
	大君地区海岸	江田島市大柿町大君	385
計	8箇所		9, 425

# (5) ダムの状況

# ア 魚切ダム

魚切ダムは、総合的な八幡川の開発のため多目的ダムとして、広島市佐伯区五日市町上河内地先に建設したものである。昭和44年4月に調査を開始し、昭和56年5月に12年の歳月と169億円の建設費を投じて竣工した。

治水目的としては、計画高水流量  $420\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$  のうち  $360\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$  の調整を行い、流域 の治水の安全性を高め水害を防ぐものである。

また,利水目的としては,流水の正常な機能の維持を行うとともに,最大 73,000 m³/日の水量を確保し,宅地開発により都市化の進む広島市佐伯区,廿日市市の一部に水道用水を供給している。

そのほか、放流水を利用した水力発電により、民間企業が電力を供給している。

((株) エネルギア・ソリューション・アンド・サービスによる供給 R1.9.1~)

# 魚切ダム

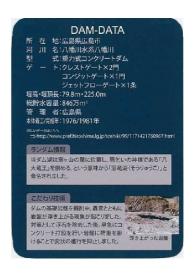
#### ■ 本体

#### ■ 貯水池

位置	広島市佐伯区五日市町大字上河内	集水面積	38. 4 k m <sup>2</sup>
形式	重力式コンクリートダム	湛水面積	0. 404 k m <sup>2</sup>
総事業費	169 億円	総貯水容量	8, 460, 000 m <sup>3</sup>
堤高	79. 8m	有効貯水容量	7, 840, 000 m <sup>3</sup>
堤頂長	255. 0m	治水容量	4, 710, 000 m <sup>3</sup>
堤体積	317, 000 m <sup>3</sup>	利水容量	3, 130, 000 m <sup>3</sup>
クレストケ゛ート	ラジ <i>アル</i> ケート高 8.47m 巾 8.0m 2門	不特定用水	( 610,000 m <sup>3</sup> )
コンシ゛ットケ゛ート	ラジ <i>゙アルケ</i> ゙ート高 1.7m 巾 1.7m 1 門	上水道用水	( 2,520,000 m <sup>3</sup> )
表面取水ゲート	多段ゲート 高 7.9m 巾 2.0m 4 門	サーチャージ水位	EL 227.0m
利水放流ゲート	ジェットフローケート 径 1.00m 1条	常時満水位	EL 210.5m



魚切ダムで配布中のダムカード



#### イ 梶毛ダム

梶毛ダムは、洪水調整、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のために河川流量の 確保を目的として建設され、平成20年10月に竣工した。

当ダムは,石内川総合治水計画の一環をなしており,石内川沿川の治水安全度を向上させる治水対策と「ひろしま西風新都」の宅地開発に伴う流出増対策を一体事業として 実施したもので,「地域整備ダム」とも呼ばれている。

# [経 緯]

○ 昭和63年4月 : 建設事業に着手

○ 平成 3年 8月 : 工事用道路工事着手

○ 平成11年5月6日:損失補償基準確認書調印

○ 平成13年12月 : ダム本体工事に着手

○ 平成17年10月 : ダム本体工事完了,11月より試験湛水開始

○ 平成 18~19 年 : 試験湛水を継続

○ 平成20年4月23日: サーチャージ水位到達,6月30日をもって湛水

試験を完了させ、7月1日から通常運用に移行

○ 平成20年10月10日: 竣工式

# 梶毛ダム

# ■ 本体

#### ■ 貯水池

位置	広島市佐伯区五日市町大字石内	集水面積	$3.5 \mathrm{km}^2$
形式	重力式コンクリートダム	湛水面積	0. 08 k m <sup>2</sup>
総事業費	170 億円	総貯水容量	1,060,000m <sup>3</sup>
堤高	49.0m	有効貯水容量	930, 000 m <sup>3</sup>
堤頂長	225. 6m	治水容量	650,000 m <sup>3</sup>
堤体積	94, 800 m <sup>3</sup>	利水容量	280, 000 m <sup>3</sup>
非常用洪水吐	巾 12.5m 8門	不特定用水	( 280, 000 m <sup>3</sup> )
常用洪水吐	高 0.8m 巾 1.0m 1門	サーチャージ水位	EL 181.6m
利水放流ゲート	ジェットフローゲート 径 0.25m 1条	常時満水位	EL 171.1m



梶毛ダムで配布中のダムカード



#### 4 重点施策

#### (1) 社会資本未来プラン及び関連計画等の策定

本県においては、「社会資本未来プラン」及び道路、河川等の事業別整備計画などの「関連計画」に基づき、戦略的・計画的な社会資本の整備などを進めてきたところであり、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、新たな県の総合計画として令和2年10月に策定した「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の目指す姿の実現を支えるため、今後10年間の社会資本分野の基本方針として、新たな「社会資本未来プラン(以下「プラン」という。)」及び「関連計画」等を令和3年3月に策定した。

# 〔社会資本未来プラン及び関連計画体系図〕

安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン(令和3年度~令和12年度〔10年間〕)

# 社会資本未来プラン (令和3年度~令和12年度〔10年間〕)

〔施策 I 〕 【安全・安心な県土づくり】

~ 安全・安心を支える総合的な県土の強靭化 ~

〔施策Ⅱ〕【県の強みを生かした県土づくり】

~ 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化 ~

〔施策Ⅲ〕【魅力ある持続可能な県土づくり】

~ 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成 ~

〔県土づくりにおける共通施策〕

~ 社会資本の適切な維持管理の推進 ~

〔効果を高めるための施策〕

~ デジタルトランスフォーメーション(広島デジフラ構想)の推進 ~

〔計画的に推進するための取組〕

事業別整備計画の着磁な推進,社会資本を支える担い手の確保・育成, 多様な主体との連携,施策の点検

関連計画(令和3年度~令和7年度〔5年間〕)

インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み

広島デジフラ構想

広島県建設産業ビジョン 2021

事業別整備計画

広島県道路整備計画 2021

ひろしま川づくり実施計画 2021

ひろしま砂防アクションプラン 2021

ひろしま海岸防災プラン 2021

広島県みなと・空港振興プラン 2021

県営住宅再編5箇年計画

広島県耐震改修促進計画(第3期)

#### (2) 施策別重点事業

# 〔施策 I〕安全・安心を支える総合的な県土の強靭化

# 《主な取組》

- ◆ 平成30年7月豪雨等による被災地の復旧・復興を最優先で実施
- ◆ 防災機能を高める緊急輸送道路等の法面対策や橋梁耐震補強の推進
- ◆ 地域住民の暮らしと命を守るハード・ソフトー体となった治水・土砂災害対策の推進
- ◆ 放置艇による被害を解消するためプレジャーボートの適正保管の推進

#### 【主な事業(箇所)】(R3~R7年度)

事業名	箇所名(所在地・地区名)	事業概要
平成 30 年 7 月豪雨災害復旧事業	広島市外・221 箇所	公共土木施設の災害復旧
	全体 479 箇所のうち 258 箇所	· 行完成(令和3年5月末)
災害関連緊急事業	熊野町外・9箇所	再度災害防止の砂防・急傾斜施設の整備
(平成30年7月豪雨関連)	全体 42 箇所のうち 33 箇所完	民成(令和3年5月末)
(一)三篠川災害復旧助成事業	広島市安佐北区白木町	河道拡幅,河床掘削,築堤
(二)ひよき川砂防関連災害復旧事業	広島市安芸区瀬野南	河道拡幅
砂防激甚災害特別緊急事業	広島市外・60 箇所	土砂流出に備えた防災対策
(平成30年7月豪雨関連)	全体 63 箇所のうち 3 箇所完成	成(令和3年5月末)
令和元年7月豪雨災害復旧事業	安芸高田市外・27 箇所	公共土木施設の災害復旧
	全体 32 箇所のうち 5 箇所完成	成(令和3年5月末)
令和2年7月豪雨災害復旧事業	安芸高田市外・47 箇所	公共土木施設の災害復旧
	全体 52 箇所のうち 5 箇所完成	
(主)東海田広島線外交通安全施設等	安芸郡海田町畝 外	歩道整備
整備事業		
(一)北船木線外道路防災事業	安芸高田市高宮町船木 外	法面対策
(一)猿猴川高潮対策事業	広島市南区松原町・京橋町	護岸工
	~仁保・向洋大原町	
(一)安川広域河川改修事業	広島市安佐南区	護岸工
大草谷川外 32 渓流通常砂防事業	広島市佐伯区湯来町外	砂防堰堤等
南幸町 13 地区外 32 地区急傾斜地崩	安芸郡海田町南幸町	法枠工等
壊対策事業		
土砂災害警戒区域等標識設置	管内各小学校区・195 基	土砂災害警戒区域等の標識設置
プレジャーボート等不法係留対策	江田島市島戸地区,長浜地	重点放置禁止区域指定
	区,鷲部公園地区	

# ア 公共土木施設災害復旧事業

# ① 平成 30 年 7 月豪雨公共土木施設災害復旧事業

当事務所管内では、平成30年7月6日~7日朝にかけての記録的な大雨により、広島市安佐北区・安芸区、安芸郡4町、江田島市において、24時間雨量として300mmを超える雨量が観測された。

この記録的な大雨により、広島市、江田島市、安芸郡4町を中心として土砂災害が422

箇所発生し、土砂災害によって 47 名 (県内 87 名) が犠牲になるという甚大な被害を受けた。(平成 30 年 7 月豪雨災害による犠牲は、災害関連死を含め、管内で 63 名、県内で149 名)



熊野町川角の被災状況



坂町小屋浦の被災状況

この土砂災害を受け、当事務所では公共土木施設災害復旧事業を実施しており、進捗 状況は下表のとおりとなっている。

市町別の災害箇所数及び進捗状況一覧(令和3年5月31日時点)

	「四」の「少人で	回   / /		0 3C \ 13	<u>和3年37</u>	JOI HIN	/111/			
	-t- m- /2	査定	申請	本工事執行状況						
	市町名	箇所数	決定額 (千円)	事業着手済 箇所数	工事着手済 箇所数	完成 箇所数	着手率	完成率		
	安芸区	81	4,551,344	1	51	23	92.6%	28.4%		
	東区	10	684,375	0	3	6	90.0%	60.0%		
広島市	佐伯区	6	72,084	0	0	6	100.0%	100.0%		
	安佐南区	2	17,039	0	2	0	100.0%	0.0%		
	安佐北区	114	4,126,199	0	54	50	91.2%	43.9%		
安芸高田市		189	3,251,856	0	65	124	100.0%	65.6%		
江田島市		29	991,748	0	12	17	100.0%	58.6%		
	府中町	6	160,996	0	3	3	100.0%	50.0%		
安芸郡	海田町	10	462,083	0	5	5	100.0%	50.0%		
	熊野町	23	519,672	0	4	18	95.7%	78.3%		
	坂町	9	749,047	1	2	6	100.0%	66.7%		
	合計	479	15,586,443	2	201	258	96.2%	53.9%		

注)事業着手済:工事の公告や指名通知を行ったもので、5月末日時点で、入札中や契約手続き中の

箇所となります。

工事着手済:5月末時点で、施工業者と契約を締結している箇所となります。また、複数の工事

箇所を一括して契約している場合等には、順次工事に着手するため工事実施時期が

異なる場合があります。

着 手 率: (事業着手済箇所数+工事着手済箇所数+完成箇所数) / 査定箇所数

【復旧工事の実施状況】



施工前



施工後

一級河川太田川水系関川(広島市安佐北区白木町小越)(第5086号)

# 【復旧工事の実施状況】





施工前 施工後 二級河川 瀬野川水系瀬野川(広島市安芸区上瀬野町)(第 3337 号)





施工前 施工後 国道 487号 (江田島市江田島町 中央一丁目) (第 4641 号)

# ② 令和元年度公共土木施設災害

令和元年度においては、7月18日~22日に発生した梅雨前線と台風による豪雨、及び8月21日~22日に発生した前線による豪雨により、安芸高田市及び広島市において合計32箇所、被害額約390百万円の公共土木施設災害が発生した。

令和元年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりであ

る。 単位:件数,千円

	河	Ш	砂防	設備	道	路	計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
1次査定	23	212,839	6	71,168	1	3,061	30	287,068	
2次査定	_	_	2	103,050			2	103,050	
計	23	212,839	8	174,218	1	3,061	32	390,118	

なお、本災害における令和3年5月末時点の復旧状況は、32箇所のうち5箇所の復旧が 完了している。

# 【復旧工事の実施状況】





施工前 施工後 一級河川太田川水系 小河内川(安佐北区安佐町大字小河内)(第 21 号)

#### ③ 令和2年度公共土木施設災害

令和2年度においては、7月5日~11日及び7月13日~16日に発生した梅雨前線による豪雨により、安芸高田市、広島市安佐北区・安芸区、東区、安芸郡府中町・海田町・熊野町及び江田島市において、合計52箇所、被害額約975百万円の公共土木施設災害が発生した。

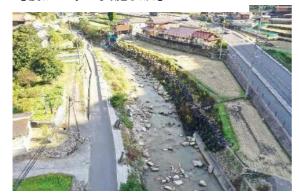
令和2年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりである。

単位:件数,千円

	河川		河川 砂防設備		道路		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
3次査定	37	757,764	9	144,342	6	72,763	52	974,869

なお、本災害における令和3年5月末時点の復旧状況は、52箇所のうち5箇所の復旧が 完了している。

#### 【復旧工事の実施状況】





施工前

施工後

二級河川瀬野川(安芸区上瀬野町河島橋上)(第90号)

#### 4)災害関連緊急事業

平成30年7月豪雨災害の発生を受けて、広島県では、今後の復旧・復興に対する基本的方針として「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定し、プランに基づき、被災地の復旧・復興に最優先に取組んでおり、西部建設事務所管内でも二次災害防止を図る緊急的な砂防堰堤を整備する災害関連緊急砂防事業を31箇所、緊急的な急傾斜施設を整備する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を11箇所の内、令和2年度までに砂防事業を23箇所、急傾斜事業を全11箇所が完成し、残りについては令和3年度末の完成を目指し実施します。

また、今後、豪雨が発生した際に流出すると想定される土砂による防災対策として引続き行う砂防激甚災害特別緊急事業については、3箇所完成し21箇所が施工中で令和4年度までに完成予定であり、残り39箇所は設計及び用地測量を実施中で、令和5年度末までの完成を目指します。

#### 災害関連緊急砂防事業

地区	箇所数
広島市南区	2
広島市安佐北区	1
広島市安芸区	5
江田島市	4
府中町	1
海田町	1
熊野町	5
坂町	1 2
合 計	3 1

#### 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

地区	箇所数
広島市南区	1
広島市安芸区	2
江田島市	2
海田町	1
熊野町	1
坂町	4
合 計	1 1

#### 砂防激甚災害特別緊急事業

箇所数
3
6
2
1 4
5
6
4
1 2
1 1
6 3

※災害関連緊急砂防事業と重複有

# 【災害関連緊急対策事業完成】

# 〇天地川支川 1 災害関連緊急砂防事業

# 【天地川支川1】災害関連緊急砂防事業 堰堤工事(本堤部)の完了について 平成30年7月豪雨に伴い、坂町小屋浦において発生した土砂災害(土石流)に対して、広島県が緊急的に実 施している災害関連緊急砂防事業について、堰堤工事(本堤部)が完了しました。(令和3年2月26日) 引き続き、地域の安全確保のため、堰堤周辺部の工事を実施します。 【事業概要】 保全対象: 人家330戸 町道L=4,481m 主な対策: 砂防堰堤 1基 高さ14,5m。幅110.0m 採択額: 約4.1億円 (緊急事業) 平面図 位置図 天地川支川1 砂防堰堤 【被害状況】 土砂災害発生日:平成30年7月6日 者: 1名 壞: 15戸 堰堤一般図 L=110.0m 壊:33戸 道:4,342m 被災状況 ■進捗状況 被災状況 設計 : バシフィックコンサルタンツ株式会社 施工 : 株式会社鴻治組 発注 : 西部建設事務所 工事完了(令和3年2月26日)

# 【下為角4111地区】災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の完了について 🍆 広 島 県

平成30年7月豪雨に伴い、広島市安芸区畑賀町において発生した土砂災害(がけ崩れ)に対して、広島県 が緊急的に実施した急傾斜地崩壊対策事業が完了しました(令和2年8月11日)。

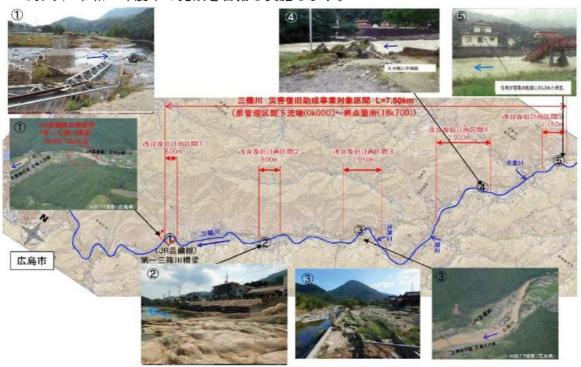
引き続き、地域の安全度を高めるため、隣接する範囲において、通常事業により法枠工などの対策工事を



#### ⑤災害改良復旧事業

#### 【一級河川太田川水系 三篠川災害復旧助成事業】

平成30年7月豪雨災害により三篠川では、溢水や越水による家屋等の流出・浸水や護 岸崩壊、橋梁等の損壊といった甚大な被害が発生しました。このため、広島県では、被害 が発生した際の流量を流下させるため,三篠川の県管理区間 18.7 kmのうち流下能力が不 足している5区間、7.5 kmを「河道拡幅」、「河床掘削」、「築堤」により整備することとし ており、令和5年度末の完成を目指し実施します。



平成30年7月豪雨災害により、ひよき川では、土石流が流下し、下流域が広範囲に氾濫して、道路や家屋等に甚大な被害が発生しました。

広島県では被災区間 770mを対象として,再度災害を防止するため,河積狭小区間の「河積拡大」,線形不良箇所の「線形是正」,河床洗掘箇所の「床固工設置」により改良復旧することとしており,令和4年度中の完成を目指し実施します。





# イ 河川の整備

平成9年の河川法の改正に伴い河川計画の制度が改められ、地域の意見を踏まえた河川

整備の推進を図ることとなり、従来の「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定が義務付けられた。

当事務所管内では,「河川整備基本方針」 及び「河川整備計画」を策定し,次に示す 河川整備を実施している。



高潮対策事業 猿猴川(広島市)

#### 主な整備の概要

# ①猿猴川高潮対策事業

事 業 場 所 広島市南区松原町・京橋町~向洋大原町・仁保沖町

計 画 高 潮 位 T.P+4.4m

全体計画延長 左岸 L=5.5 k m 右岸 L=6.2 k m

全体事業費 27,900百万円

事業期間昭和45年度~

#### ②安川広域河川改修事業

事 業 場 所 広島市安佐南区

全体計画延長 L=7,990 m

事業区間 L=4,000m

計 画 流 量 450m3/s

事 業 費 6,103 百万円

事業期間平成4年度~

#### ウ 砂防・急傾斜地の整備

#### ① 砂防施設の整備

荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家,耕地,公共 施設等を守ることを目的として整備する。

令和3年度における通常砂防事業(公共)≪災害関連事業は除く≫は、大草谷川 (広島市佐伯区),中応寺神立川(広島市安佐北区)など全33渓流を予定している。

# 事業採択要件

- ① 1件あたり事業費が1億円以上のもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂を流下する恐れのある渓流で、公共施設(官庁、学校、病院、道路等のうち相当規模以上のもの)、市街地、集落(人家50戸以上)、耕地(耕地面積30 ha以上)の保護効果のあるもの



砂防事業の施工例 八幡川砂防堰堤(江田島市大柿町)

# ② 急傾斜地崩壊対策施設の整備

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するために急傾斜地の崩壊を防止する対策を実施し、民生の安定と国土の保全に資することを目的として整備する。

令和3年度における急傾斜地崩壊対策事業(公共)≪災害関連事業は除く≫は、 南幸町13地区(安芸郡海田町),矢野西3丁目37地区(広島市安芸区)など,全 33地区を予定している。

# 事業採択要件 (県事業)

- ① 1件あたりの事業費が7,000万円以上のもの
- ② 急傾斜地の高さが 10m以上あること
- ③ 移転候補地がないこと
- ④ 人家概ね10戸(公共的建物を含む。) 以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れの あるもの



急傾斜地崩壊対策事業の施工例 大町西一丁目 11 地区(広島市安佐南区)

#### 工 道路防災事業

山腹斜面からの落石や土砂崩壊等から 道路交通の安全を確保するため、落石等 危険箇所の総点検を行っており、緊急度 の高い箇所から法面対策工事を進める。



(一) 北船木線 道路災害防除工事 (安芸高田市高宮町船木)

# オ 土砂災害防止法に基づく区域の見直し及び認知度向上

# ① 土砂災害防止法に基づく区域の見直し

平成11年6月の広島市西部で発生した災害を契機に、土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅開発の抑制等を目的とする「土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)」が制定され、平成13年4月1日より施行(改正:平成27年1月18日)された。

西部建設事務所管内では、平成27年3月に策定された基礎調査実施計画に基づき、管 内全ての小学校区(127小学校区)において、令和元年12月に区域指定を完了した。

今後は、災害関連緊急対策事業等により設置される対策施設による区域の見直しを順次 実施していく。

#### ② 土砂災害警戒区域等の認知度向上

西部建設事務所管内では、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、各市町のホームページでの公表など、住民に対して土砂災害の恐れのある区域についての周知を図ってきた。しかし、平成30年7月豪雨による被災地域において実施した避難実態に関するアンケート調査では、土砂災害警戒区域等が住民に十分認識されていないことが明らかになっており、大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、土砂災害に対して実効性のある避難を確保するために、土砂災害の恐れのある区域をより一層周知する必要があることから、管内の各小学校区等に「土砂災害警戒区域等を示した標識」を令和5年度までに設置(140校区,195基)することを目標としている。

#### 【標識設置状況】



福木小学校(広島市東区)



熊野第四小学校(熊野町)

#### 力 交通安全施設等整備事業

交通事故の防止と安全で快適な道路 環境の確保を目的として、通学路交通 安全プログラムに基づき、合同点検等 を実施し「通学路安全確保のための P D C A」を実行しながら、歩道の設置 や防護柵等の整備を進める。



(主) 東海田広島線 交通安全施設等 整備工事(安芸郡海田町畝)

#### キ プレジャーボート等不法係留対策

# ① 河川区域

広島湾地域の河川や港湾には、2214 隻(平成 18 年国土交通省・農林水産省のプレジャーボート全国実態調査)の不法係留されたプレジャーボートがあり、うち、県知事管理の2 河川(京橋川・猿猴川)には、567 隻が不法に係留されていた。

河川区域内の不法係留対策を進めるため、平成10年9月に国土交通省中国地方整備局と共同で「太田川水系不法係留対策に係る計画」を策定し、不法係留船の対策に着手した。プレジャーボートの放置による問題が大きいと認められる河川から、係留保管施設の整備状況に応じて、順次「重点的撤去区域」を指定し、適正な不法係留船対策に取り組んで来た。

当所では、平成19年10月に、京橋川及び猿猴川の全域を重点的撤去区域に指定、平成23年2月には、瀬野川、矢野川、御幸川及び岡の下川の4河川を重点的撤去区域に指定している。

河川名	平成 22 年調査	H26 年調査	H30 年調査
京橋川	32	5	7
猿猴川	239	120	46
瀬野川	27	1	-
矢野川	33	-	-
御幸川	101	30	31
岡ノ下川	50	1	2
計	482	157	77

プレジャーボート等不法係留の状況(プレジャーボート全国実態調査(国土交通省他))

# ② 一般海域

平成30年3月に策定された放置艇解消のための基本方針に基づき、海域におけるプレジャーボートの適正保管のため、重点放置禁止区域の指定に取り組んでおり、当所が管理する一般海域では、5地区が該当する。

地区名	重点放置禁止区域指定日	備考
小屋浦地区(安芸郡坂町)	令和元年 11 月 7 日	
王泊地区(江田島市)	令和2年11月5日	
島戸地区(江田島市)	令和3年4月22日	
長浜地区(江田島市)		令和3年度指定予定
鷲部公園地区(江田島市)		令和3年度指定予定

# [施策Ⅱ]交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

#### 《主な取組》

- ◆ 企業活動や県民生活を支える広域交通ネットワーク及び地域間交流を促進する道路整備を 推進
- ◆ 狭隘区間や線形不良箇所を解消し安全快適な道路空間を形成するための道路整備の推進 【主な事業(箇所)】(R3~R7年度)

事業名	箇所名(所在地・地区名)	事業概要
(主)吉田豊栄線道路改良事業	安芸高田市向原町~吉田町	道路整備(一部トンネル)
(主)矢野安浦線道路改良事業	安芸郡熊野町出来庭	道路整備
(国)487 号緊急地方道整備・道路改良事業	江田島市江田島町中郷	道路整備

#### ア 道路の整備

経済活動の広域化や地域間競争が激化する中で、広域的な交流・連携の強化は緊急の課題となっている。一方で、近年の財政状況の悪化等により、より効率的かつ戦略的な予算執行が求められている。したがって、広島県では「広島県道路整備計画2021」に基づき高規格幹線道路や地域高規格道路など広域交通ネットワークの強化を重点的に進めることとしている。

当事務所では、地域高規格道路である東広島高田道路のうち、向原~吉田間の約 5km について平成 17 年度より事業着手し、平成 19 年度から吉田地区の用地買収を開始しており、令和 3 年度は、平成 30 年度より施工している(仮称)向原吉田トンネルの工事を促進する。

また、広域交通ネットワークを補完し地域間の交流を促進する道路である主要地方道矢野安浦線、及び一般国道 487 号についても改良工事を実施している。

#### ①地域高規格道路 東広島高田道路

起終点 東広島市

~安芸高田市美土里町

路線延長 約40 k m

道路規格 第1種第3級

#### うち向原吉田道路

起 終 点 安芸高田市向原町

~安芸高田市吉田町

路線延長 約5 k m

道路規格 第1種第3級



東広島高田道路 路線概要図

# ②主要地方道 矢野安浦線 (川角工区・熊野バイパス工区)

起 終 点 安芸郡熊野町川角~萩原

路線延長 約2.4km 道路規格 第4種第1級



N 東広島兵自動車道 東広島兵自動車道 黒瀬IC 東広島兵自動車道 黒瀬IC 東広島兵自動車道 黒瀬IC 東広島兵自動車道 黒瀬IC 東京 1,300m 上=1,300m

道路改良事業 矢野安浦線 (安芸郡熊野町)

# ③一般国道 487 号

# 【小用工区】

起 終 点 江田島市江田島町中央~小用

路線延長 約2.5km 道路規格 第3種第2級

# 【中郷工区】

起終点 江田島市江田島町宮ノ原~中央

路線延長 約1.3km 道路規格 第3種第2級



# 〔施策皿〕魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

#### 《主な取組》

- ◆ 道路と鉄道を立体交差化することで交通混雑の解消及び安全性の向上などの都市機能の向上を図るための広島市東部地区続立体交差事業の推進
- ◆ 安全で円滑な都市交通の確保及び都市環境の整備の推進

【主な事業 (箇所)】(R3~R7年度)

事業名	箇所名(所在地・地区名)	事業概要
広島市東部連続立体交差事業	広島市海田町南大正町~安芸郡海田町新町	JR 山陽本線と JR 呉線の高架化
(都)坂中央線	安芸郡坂町平成ヶ浜〜坂町坂東	道路整備(一部高架)
(都)青崎池尻線街路事業	安芸郡府中町青崎中~桃山二丁目	道路整備

#### ア 広島市東部地区連続立体交差事業

広島都市圏東部の向洋駅及び海田市駅周辺は、山陽本線・呉線によって市街地が分断され、 踏切遮断による交通渋滞等により、都市機能が著しく阻害された状況となっている。このため、当該地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化及び健全な街づくりを行うことを目的として連続立体交差事業を推進するものである。

また,これと併せて関連街路の整備や,向洋駅及び海田市駅周辺における土地区画整理事業を行い,安全で住み良い居住環境の改善と拠点機能の強化を図ることとしている。

当該事業については、令和元年 5 月に都市計画変更を行い、同年 10 月の事業認可を経て、設計等を進めてきたところである。令和 2 年 6 月には JR 西日本との協議が整ったため、当事業の I 期区間(向洋駅周辺)の工事基本協定を県・広島市及び JR 西日本の 3 者で締結し、早期の工事着手に向けて取り組みを進めているところである。

#### 事業概要

(a) 事業区間及び事業主体

事業区間は下図のとおり。このうち、府中町・海田町の地域は広島県が、広島市域は 広島市が事業主体として施行する。

(b) 事業箇所

広島市(南区青崎,安芸区船越),安芸郡府中町,安芸郡海田町

(c) 事業内容

山陽本線・呉線の高架化

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 3.9km 呉 線 1.2km	山陽本線 12ヶ所 呉 線 4ヶ所
	/A HJ 114	///	77 77





事業区間

完成予想図

# イ 街路事業

安全で円滑な都市交通の確保及び都市環境の整備を図るため、「広島県道路整備計画 2021」 に基づき, 坂中央線, 青崎池尻線等の街路整備を進めている。

#### ① 坂中央線

坂中央線街路整備事業は、JR呉線と国道31号に分断された新市街地と旧市街地の交 流・連携の強化と、国道交差点および | R踏切により生じる渋滞の緩和を目的とする事業 であり、一般県道坂小屋浦線道路改良事業と一体的に進めている。平成22年度に事業着 手し、早期完成に向けて事業推進を図っている。

#### 【都市計画道路坂中央線・一般県道坂小屋浦線の概要】

- 長 L=約1.5km (a) 延
- (b) 事業箇所 安芸郡坂町平成ヶ浜~坂町坂東
- (c) 道路構造 幅員 W=17m (2 車線)
- 造 平面,一部高架構造(JR吳線高架部) (d) 構



# ② 青崎池尻線

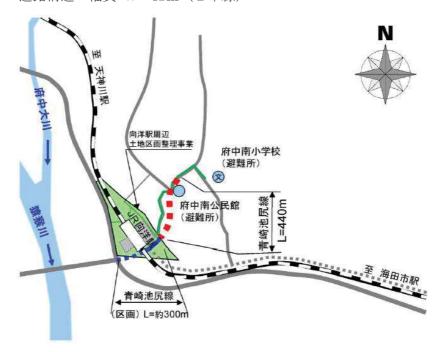
青崎池尻線は、府中町内を南北に結び、幹線街路網を構成する路線である。

当事業は、新たに2車線の街路を整備することにより、向洋駅利用者の利便性向上及び 向洋駅北口へのアクセス機能の強化による交通の円滑化を目的とした街路改良事業であ る。

当事業は、平成24年度に事業着手し用地取得に努めており、令和2年度には一部工事に着手しており、早期整備に向けて鋭意事業推進を図っているところである。

# 青崎池尻線街路事業の概要

- (a) 延 長 L=440m
- (b) 事業箇所 安芸郡府中町青崎中~桃山二丁目
- (c) 道路構造 幅員 W=12m (2車線)



# 〔共通施策〕社会資本の適切な維持管理の推進

《主な取組》

- ◆ 社会インフラの計画的な老朽化対策の推進
- ◆ 河川の流下能力を確保するための計画的な堆積土等除去の推進

#### ア アセットマネジメントの推進

本県では、これまで道路、河川、砂防や港湾など、多岐にわたる公共土木施設の整備に積極的に取り組んできた。その結果、いまだ十分とはいえないものの、高度成長期を経て多くの公共土木施設を整備し、社会経済活動や県民生活の向上を支えてきた。

しかしながら、高度成長期に整備された多くは、既に建設後 40 年を迎えており、今後、 集中的に更新時期を迎えることから、既存施設を有効に活用し、維持修繕費を含めた総合コストの縮減及び施設の長寿命化を図る必要がある。

このため,広島県では計画的かつ効率的な維持管理を推進するとともに,体系的に維持管理を進めるためのアセットマネジメントを行っている。

そこで、当所では、アセットマネジメントの基礎となる既存施設のデータ(延長、幅、構造、材質、施工年度、補修履歴など)を体系的に整備するために、各施設の重要度や優先度に応じてパトロールや定期点検など計画的に施設点検を実施する。

# (今までの取組状況)

平成17年度に「公共土木施設維持管理基本計画」を策定し、それに基づいて、各種マニュアルの策定、施設点検及びシステムの構築などを行ってきた。

現在は、老朽化対策の今後の取組を示す「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」 に位置付けられた施設分類毎の「修繕方針」に沿って、計画的な維持管理に取り組んで いる。

#### (国) 433 号 式敷大橋 (安芸高田市高宮町佐々部)



補修前 補修後

#### イ 河川の堆積土等除去の推進

平成30年7月豪雨が発生するなど,近年の頻発化・激甚化する水災害を踏まえ,県民の 生命や財産を守るため,河川の適切な機能を維持することが極めて重要となっている。

堆積土の除去を行うことにより河道が本来持っている流下能力を確保・維持することで 浸水被害の軽減を図り、人命を守ること、社会経済活動への深刻な被害を軽減するため、 計画的な堆積土除去を行う。

# (計画目標)

河道内の堆積状況をレベル  $1 \sim 3$  に区分し、次の目標を掲げ堆積土等の除去を推進する。

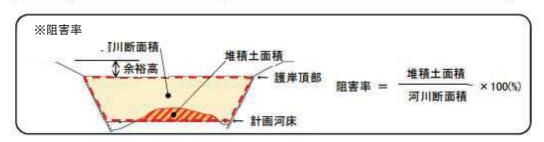
- ・ レベル3の無い状態を維持する。
- ・レベル2の箇所のうち、一定規模の洪水により河川背後地において床上浸水被害、 役場や重要施設(避難所、医療施設など)に浸水被害が発生するおそれのある箇所 の解消を目指す。

# 【堆積土・樹木が治水に与える影響】

レベル 治水上の影響	
1	治水に与える影響が小さいと判断できる状態
2	治水上の影響があり、重点的に監視しながら対策を検討する必要がある状態
3	治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要がある状態

# 【堆積土の分類と状態】

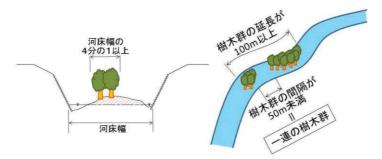
レベル	河川巡視・点検での分類	堆積土の状態
	変状なし	土砂の堆積が見られない状態。
1 0	経過観察	阻害率が概ね 15%未満と判断される状態。
2	要対策箇所	阻害率が振ね 15~20%と判断される状態。
2200	対策箇所	阻害率が概ね20~30%と判断される状態。
3	緊急対策箇所	阻害率が概ね30%以上と判断される状態。



# 【樹木の分類と状態】

レベル	河川巡視・点検での分類	樹木の状態
	変状なし	河川内に樹木が見られない状態。
1	経過観察	樹木が見られるが「治水に影響がある状態」 <sup>※1</sup> に該 当していない状態。
2	要対策箇所	「治水に影響がある状態」 <sup>※1</sup> の①または②に該当している状態。
	対策箇所	「治水に影響がある状態」※「の①かつ②に該当している状態。
3	緊急対策箇所	倒木などにより、河川断面の大部分が阻害されて いる状態。

- ※1:河川内の樹木が「治水に影響がある状態」として、次の2つの状態を定義します。
  - ① 河川横断方向における樹木群の幅が河床幅の4分の1以上
  - ② 河川縦断方向の樹木群の延長が 100m以上 (河川縦断方向における樹木群の間隔が 50m未満の場合は一連の樹木群と判断します。)



# ウ 事務移譲

広島県の分権改革を実現するために、「分権システム推進計画」が策定され、平成 17 年度から、それぞれ管内の市町へ権限を移譲することとなった。

平成18年度より各市町と事務移譲に関する覚書の締結を開始し、順次科目の追加等を行っており、平成20年度から次のような事務移譲を実現している。

市町名	科 目				
	道路改良	交通安全施設	道路施設等維持	急傾斜維持修繕	護岸等維持修繕
広島市	_	_	_	市内一円	_
安芸高田市	主要地方道 1 路線 一般県道 3 路線	一般県道 1路線(一 種) 市内一円 (二種)	市内一円 ※	市内一円	
江田島市	一般県道 2 路線	市内一円 (二種)	市内一円 ※	市内一円	市内一円
府中町	_	町内一円 (二種)	町内一円	町内一円	_
海田町	_	町内一円 (二種)	町内一円	町内一円	_
熊野町	_	町内一円 (二種)	町内一円 ※	町内一円	_
坂町	_	_	町内一円	町内一円	町内一円

# 主な移譲路線名

市町名	道路改良	交通安全施設 (一種)		
安芸高田市	<ul><li>(主) 千代田八千代線</li><li>(一) 船木上福田線</li><li>(一) 中北川根線</li><li>(一) 三次江津線</li></ul>	(一) 邑南高宮線		
江田島市	(一) 大君深江線 (一) 深江柿浦線			

# ※ 道路施設等維持対象外路線名

市町名	路	線	名
安芸高田市	国道433号,(主) (主)吉田豊栄線,		(主)吉田邑南線, (主)三次美士里線
江田島市	国道487号		
熊野町	(主)矢野安浦線		

# (3) 総合計画図 (別冊)

当事務所管内市町における事業別整備計画に掲げる令和3年度から令和7年度の 5年間に実施する主な事業は次のとおりである。

# 5 主要関連資料

# (1)予算の概要

			令和:	2年度		令	和3年度	前年度比	
区	分	当	初 (A)	最	終	当	初 (B)	B/A	
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%	
	<b>上十車</b>	(211)	(15, 766, 864)	(173)	(11, 065, 353)	(259)	(14, 128, 211)	7/ 1	
	土木事業	165	10, 237, 457	65	2, 853, 159	101	7, 588, 876	74. 1	
八十事来	<b>拟丰丰米</b>	(5)	(1, 340, 000)	(7)	(1, 193, 721)	(9)	(1, 424, 749)	OF F	
公共事業	都市事業	3	1, 109, 600	3	135, 500	5	1,060,000	95. 5	
	計	(216)	(17, 106, 864)	(180)	(12, 259, 074)	(268)	(15, 552, 960)	76. 9	
	司	168	11, 347, 057	68	2, 988, 659	106	8, 648, 876	76. 2	
	<b>上十車</b>	(221)	(4, 240, 599)	(145)	(2, 729, 628)	(301)	(8, 418, 632)		
	土木事業	233	7, 004, 934	93	1, 119, 996	43	618, 441	_	
災害復旧	<b>郑士</b> 市光								
事業	都市事業	0	0	0	0	0	0	_	
	計	(221)	(4, 240, 599)	(145)	(2, 729, 628)	(301)	(8, 418, 632)		
	日日	233	7, 004, 934	93	1, 119, 996	43	618, 441	_	
	土木事業	(27)	(687, 025)	(16)	(685, 187)	(31)	(975, 459)	01.0	
	<b>上小尹未</b>	44	1, 796, 995	27	947, 702	59	1, 639, 100	91. 2	
単独建設 事業	都市事業	(3)	(72, 750)	(4)	(99, 750)	(2)	(26, 000)	145. 2	
	即川尹未	3	84, 000	1	1, 210	6	122, 000	140. 2	
	計	(30)	(759, 775)	(20)	(784, 937)	(33)	(1,001,459)	93. 6	
		47	1, 880, 995	28	948, 912	65	1, 761, 100	95.0	
	土木事業	$\setminus$	(404, 369)	$\setminus$	(360, 826)	$\setminus$	(198, 342)	81. 5	
	工小爭未		1, 793, 094		1, 915, 271		1, 461, 433	01. 0	
維持修繕	都市事業							_	
小压1.11100小口			0		0		0		
	計		(404, 369)		(360, 826)		(198, 342)	81. 5	
	н	\	1, 793, 094	\	1, 915, 271		1, 461, 433	01.0	
	土木事業	(1)	(26,000)	(1)	(26, 000)	(2)	(210, 017)	123. 3	
	エハナ木	4	519, 100	10	180, 890	1	640, 000	120.0	
受託事業	都市事業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	_	
∠ # 1 ∓ /K	HP 11 T N	0	0	0	0	0	0		
	計	(1)	(26,000)	(1)	(26, 000)	(2)	(210, 017)	123. 3	
	R!	4	519, 100	10	180, 890	1	640, 000		
	土木事業	(460)	(21, 124, 857)	(335)	(14, 866, 994)	(593)	(23, 930, 661)	56. 0	
		446	21, 351, 580	195	7, 017, 018	204	11, 947, 850	00.0	
合 計	都市事業	(8)	(1, 412, 750)	(11)	(1, 293, 471)	(11)	(1, 450, 749)	99. 0	
Ц И		6	1, 193, 600	4	136, 710	11	1, 182, 000	00.0	
	計	(468)	(22, 537, 607)	(346)	(16, 160, 465)	(604)	(25, 381, 410)	58. 2	
	計	452	22,545,180	199	7, 153, 728	215	13, 129, 850	00.2	

<sup>(</sup>注)上段()書きは前年度からの繰越事業で外数である。

# ア 公共事業の状況

	区分		令和:	2年度			令和3年度	前年度比
		当	初 (A)		最終	当	初 (B)	B/A
事	業名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
	道路改良(通常)	(2)	(826, 000)	(3)	(985, 000)	(7)	(2, 181, 200)	83. 9
	是胡弘氏(是市)	4	2, 133, 000	2	1, 031, 800	4	1, 789, 000	00.0
	道路改良	(13)	(1, 584, 757)	(10)	(420, 763)	(10)	(980, 634)	79. 0
	(交付金・公共)	5	333, 000	3	172, 630	4	263, 000	19.0
	交通安全	(5)	(210, 286)	(4)	(178, 833)	(6)	(119, 443)	78. 7
	(交付金・公共)	5	133, 500	2	48, 000	7	105, 000	10.1
道	道路災害防除(通常)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(319, 000)	100.0
	理路灰舌的陈(理书 <i>)</i>	6	427, 300	5	131, 300	6	464, 900	108.8
	道路災害防除	(6)	(211, 680)	(3)	(115, 200)	(7)	(140, 334)	0.0
路	(交付金・公共)	2	40,000	2	14, 666	0	0	0.0
	 舗装補修	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(交付金・公共)	1	25, 000	1	25, 000	1	7,000	28. 0
	 除雪	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(27, 000)	
	(交付金・公共)	1	27, 000	0	0	0	0	0.0
		(26)	(2, 832, 723)	(20)	(1, 699, 796)	(38)	(3, 767, 611)	
	計	24	3, 118, 800	15	1, 423, 396	22	2, 628, 900	84. 3
		(8)	(482, 607)	(6)	(403, 770)	(6)	(344, 188)	
	河川改修	11	485, 100	7	148, 460	6	398, 600	82. 2
		(1)	(87, 500)	(1)	(87, 500)	(2)	(347, 308)	
	高潮対策		·		· ·			28.6
`		2	367, 500	1 (2)	20, 192	1	105, 000	
河川	河川災害関連事業	(2)	(2, 621, 307)	(2)	(1, 999, 107)	(2)	(1, 206, 636)	229.6
111	堰堤改良事業	1	1, 092, 000	1	435, 565	1	2, 506, 900	
		(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(103, 521)	0.0
		1	5, 250	1	6, 284	0	0	
	計	(11)	(3, 191, 414)	(9)	(2, 490, 377)	(12)	(2,001,653)	154. 4
		15	1, 949, 850	10	610, 501	8	3, 010, 500	
	通常砂防	(25)	(1, 149, 469)	(18)	(456, 203)	(45)	(1,929,101)	72. 2
	75 III IV D4	33	1, 067, 550	5	86, 601	36	771, 050	
	<b>与</b> 個斜地崩壊対策	(43)	(1, 424, 812)	(26)	(995, 265)	(43)	(1,580,597)	96. 9
		36	1, 211, 100	9	247, 817	34	1, 173, 701	50.5
	計 通常砂防 急傾斜地崩壊対策 地すべり	(1)	(50, 910)	(1)	(14, 690)	(2)	(18, 697)	150.0
	近 9 * \ 9	1	3, 150	1	840	1	4, 725	150.0
砂	がは《本田事事業	(2)	(119, 352)	(2)	(83, 253)	(3)	(177, 744)	0.0
	砂防災害関連事業	1	41,087	1	16, 432	0	0	0.0
	//	(29)	(5, 614, 761)	(30)	(3, 969, 411)			
防	災害関連緊急砂防費	0	0	0	0			
		(64)	(1, 245, 083)	(60)	(1, 249, 707)	(114)	(4, 577, 358)	
	砂防激甚災害特別緊急事業	54	2, 803, 500	22	452, 092	0	0	0.0
		(10)	(138, 340)	(7)	(106, 651)	(2)	(75, 450)	
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	1	42, 420	2	15, 480	0	0	0.0
		(174)	(9, 742, 727)	(144)	(6, 875, 180)	(209)	(8, 358, 947)	
	計	126	5, 168, 807	40	819, 262	71	1, 949, 476	37. 7
		(211)	(15, 766, 864)	(173)	(11, 065, 353)	(259)	(14, 128, 211)	
	土木事業計	165	10, 237, 457		2, 853, 159			74. 1
都	/4***** ±			65		101	7, 588, 876	
都市事	街路改良 (交付金・公共)	(5)	(1, 340, 000)	(7)	(1, 193, 721)	(9)	(1, 424, 749)	95. 5
業	(太田亚二五六)	3	1, 109, 600	3	135, 500	5	1, 060, 000	
	都市事業計	(5)	(1, 340, 000)	(7)	(1, 193, 721)	(9)	(1, 424, 749)	95. 5
		3	1, 109, 600	3	135, 500	5	1, 060, 000	

# イ 災害復旧事業の状況

	_	区 分		令和:	2年度		令	和3年度	前年度比
			当	初 (A)	最	終	៕	初 (B)	B/A
事	業	名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
		平成29年発生災害	(11)	(64, 158)	(10)	(55, 237)	(2)	(8, 952)	-
	/Ш	平成30年発生災害	(182)	(3, 180, 018)	(107)	(1, 630, 574)	(289)	(8, 288, 709)	_
	過年	十成30年光生次音	202	6, 714, 442	76	1, 002, 265			
	発	平成31年発生災害					(6)	(45, 322)	
	生	十成31年先生火告	31	290, 492	6	18, 165	25	223, 560	
公	災害	令和2年発生災害					18	394, 881	-
п.		計	(193)	(3, 244, 176)	(117)	(1, 685, 811)	(297)	(8, 342, 983)	_
共		μΙ	233	7, 004, 934	82	1, 020, 430	43	618, 441	
事	7	平成30年発生災害	(27)	(958, 442)	(27)	(1, 000, 354)			-
業	긔	平成31年発生災害	(1)	(37, 981)	(1)	(43, 463)			-
		今和2年発生災害					(4)	(75, 649)	
		7/11/2 中光生火吉			11	99, 566			
		計	(28)	(996, 423)	(28)	(1, 043, 817)	(4)	(75, 649)	
		рI	0	0	11	99, 566	0	0	
		合 計	(221)	(4, 240, 599)	(145)	(2, 729, 628)	(301)	(8, 418, 632)	_
		Ц П	233	7, 004, 934	93	1, 119, 996	43	618, 441	

### ウ 単独建設事業の状況

	区分		令和:	2年度		令	和3年度	前年度比
		当	初 (A)	最	終	当	初 (B)	B/A
事	業名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
	道路改良	(11)	(131, 800)	(7)	(162, 000)	(9)	(108, 178)	298. 1
道	追陷以及	11	161, 000	10	94, 365	19	480,000	290. 1
	交通安全施設			(0)	(0)	(0)	(0)	171. 0
	人起久工施队	4	15, 500	2	21, 500	4	26, 500	111.0
路	計	(11)	(131, 800)	(7)	(162, 000)	(9)	(108, 178)	287. 0
	н	15	176, 500	12	115, 865	23	506, 500	201.0
	河川改良	(6)	(196, 038)	(4)	(191, 058)	(6)	(482, 120)	143. 3
河	11/1190.20	11	652, 000	3	168, 360	12	934, 000	1 10. 0
Щ	<b>a</b> 1	(6)	(196, 038)	(4)	(191, 058)	(6)	(482, 120)	1.10.0
	計	11	652, 000	3	168, 360	12	934, 000	143. 3
	通常砂防	(9)	(198, 376)	(4)	(171, 318)	(16)	(93, 953)	165. 0
<b>-</b> 2-15	地市(沙沙)	17	117, 000	10	52, 605	23	193, 000	100.0
砂	急傾斜地崩壊対策	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	124. 4
	心吸附地朋络对水	1	4, 500	1	2,000	1	5, 600	124. 4
	地すべり	(1)	(800)	(1)	(800)	(0)	(0)	_
防	<u> </u>	0	0	1	620	0	0	
123	計	(10)	(199, 176)	(5)	(172, 118)	(16)	(93, 953)	163. 5
	P1	18	121, 500	12	55, 225	24	198, 600	100.0
- 県	土防災対策緊急事業		(160, 011)		160, 011		(291, 208)	0.0
	エルババボボルチボ		846, 995		608, 252		0	0.0
	十木事業計	(27)	(687, 025)	(16)	(685, 187)	(31)	(975, 459)	91. 2
	T-1-1-7-NB1	44	1, 796, 995	27	947, 702	59	1, 639, 100	01.2

	区分		令和:	2年度		令表	和3年度	前年度比
		当	初 (A)	最	終	当	初 (B)	B/A
事	業名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
老	街路改良	(3)	(72, 750)	(4)	(99, 750)	(2)	(26, 000)	85. 7
都市	街路以及	3	84, 000	1	1, 210	5	72,000	00.7
事業	街路整備関連事業					(0)	(0)	皆増
来						1	50,000	百垣
	都市事業計	(3)	(72, 750)	(4)	(99, 750)	(2)	(26, 000)	145. 2
	即川尹未司	3	84, 000	1	1, 210	6	122, 000	140. 2

# エ 維持修繕の状況

	区 分		令和:	2年度		令元	和3年度	前年度比
		当	初 (A)	最	終	当	初 (B)	B/A
事	業名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
	道路災害防除		(0)		(0)		(5, 000)	161. 3
	但超火音的你		68, 800		63, 800		111,000	101. 5
***	舗装道補修			\	(0)	\	21,000	61. 1
道	曲表足冊形		131, 000		150, 000		80,000	01. 1
路	道路施設等維持		(70, 000)		(26, 457)		(17, 043)	98. 5
	短阳地区 守师门		366, 368		372, 764		360, 968	30.0
	計		(70, 000)		(26, 457)		(43, 043)	97. 5
	Ħ1		566, 168		586, 564		551, 968	31.0
	海岸維持修繕		(4,500)		(4,500)		(0)	100.0
	1中/十小年17110小日		4, 500		4, 500		4, 500	100.0
	護岸等修繕		(0)		(0)		(75, 709)	104. 1
河	15/十寸15/16		306, 606		407, 309		319, 065	101.1
ЛП	河道浚渫		(277,004)		(277,004)		(56,002)	50. 7
	乃是依休		690, 000		674, 998		350, 000	00.1
	計		(281, 504)		(281, 504)		(131, 711)	67. 3
	μΙ		1, 001, 106		1, 086, 807		673, 565	01.0
	砂防維持修繕		(0)		(0)		(10, 000)	90. 3
	的 27小匹1.7 10小日		131, 300		158, 300		118, 500	50.0
71	急傾斜維持修繕		(52, 865)		(52, 865)		(13, 588)	124. 6
砂	小四层外小匠171000日		93, 600		83, 600		116, 600	121.0
防	地すべり維持修繕		(0)		(0)		(0)	80. 6
			620		0		500	00.0
	計		(52, 865)		(52, 865)		(23, 588)	104. 5
	н		225, 520		241, 900		235, 600	101.0
	港湾維持修繕	\						100.0
港	1614年17月2年		300		0		300	100.0
湾	計							100.0
	н		300		0		300	100.0
	土木事業計		(404, 369)		(360, 826)		(198, 342)	81. 5
	工小子水田		1, 793, 094		1, 915, 271		1, 461, 433	51.0

# 才 受託事業

	区分	<del>र</del> े	令和:	2年度		令	和3年度	前年度比
		当	初 (A)	最	終	当	初 (B)	B/A
事業	<b>羊</b> 名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
	道路			(0)	(0)	(1)	(13, 096)	0. 0
	但的	1	45, 100	1	32, 004	0	0	0.0
	河川	(1)	(26, 000)	(1)	(26, 000)	(1)	(196, 921)	162. 4
受	1,11	1	394, 000	1	32, 079	1	640,000	102.4
	砂防							0.0
託	H2 193	2	80,000	1	5, 400	0	0	0.0
事	災害							_
業	- 人日	0	0	7	111, 407	0	0	
来	その他	(0)	(0)			(0)	(0)	_
	C 47   E	0	0			0	0	
	計	(1)	(26, 000)	(1)	(26, 000)	(2)	(210, 017)	123. 3
	Ħ1	4	519, 100	10	180, 890	1	640,000	120. 0

# 【参 考】

	区分		令和:	2年度		令	和3年度	前年度比
		当	初 (A)	最	終	当	初 (B)	B/A
事業	美 名	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	%
	ダム管理		32, 164		28, 085		33, 565	104. 4
そ	魚切ダム貯水池 水質改善事業		2, 842		2, 842		2, 842	100.0
他事	放置艇対策費		680		81		680	100.0
業	都市計画関連審議会 等運営費		350		350		350	100.0
	計		36, 036		31, 358		37, 437	103. 9

# (2) 用地補償の状況

# 令 和 2 年 度( 実 績 )

(令和3年3月31日現在)

	事 業 名	用地補償費 (千円)	事 業 箇所数	土 地 買収筆数		備考
	河川災害関連事業	702, 290	11	297	11	
	過年発生災害復旧	463	2	1	-	
	街路事業	1, 334, 962	2	1	1	
	砂防激甚災害対策特別	178, 504	16	72	-	
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	0	1	-	-	使用貸借
公	災害関連緊急砂防	352, 026	23	299	4	
	通常砂防	926	2	-	-	
共	道路改良	14, 481	2	-	-	
事	河川改修 (交付金)	287	1	-	_	
	急傾斜地崩壊対策(交付金)	5, 175	6	-	_	使用貸借
業	交通安全施設 (交付金)	2,066	1	1	-	
	高潮対策 (交付金)	8, 146	1	1	-	
	砂防災害関連事業 (交付金)	60, 135	1	12	_	
	通常砂防 (交付金)	336	3	-	_	
	道路改良 (交付金)	133, 857	3	4	2	
	小計	2, 793, 655	75	686	18	
	街路事業	5, 086	1	-	_	
単	県土防災対策緊急	13, 059	10	16	_	
	砂防維持修繕	824	1	3		
独	砂防(市町村土木事業受託)	1,884	1	_	_	
事	通常砂防	0	1	_	-	令和元年度 契約繰越
SHA	道路改良	25, 476	5	1	1	
業	道路災害防除 (維持修繕)	4, 333	5	6	_	
	小 計	50, 661	24	26	1	
先行	土地開発公社資金	18, 950	1	7	1	
取得	小計	18, 950	1	7	1	
	台 計	2, 863, 266	100	719	20	

<sup>※</sup>用地補償費には繰越額を含む。

令和3年度(計画)

(令和3年4月1日現在)

事	Ì	業		用地補償費 (千円)	事 業 箇所数	備考
公	共	事	業	2, 369, 602	92	
単	独	事	業	39, 500	19	
先	行	取	得	110,000	3	
		<b>†</b>		2, 519, 102	114	

<sup>※</sup>端数処理のため、合計額が一致しない場合がある。

#### (3) 管理の状況

#### ア 道路の管理

管内の道路は、一般国道3路線、県道47路線で、362.81キロメートルである。

これらの道路における安全の確保と機能の向上を図るため、職員による通常パトロール及び委託業者による道路巡視により、危険箇所の点検、不法占用物件の除去、その他路面異常の早期発見に努めている。

#### イ 河川の管理

管内の河川は, 県知事管理の一級河川が 92 河川, 405.03 キロメートル, 二級河川が 19 河川, 94.95 キロメートルである。

これらの管理に当っては、河川法の規定に基づき適正な河川の利用と、流水の正常な維持ができるように努めるとともに、河川敷地内に存在する不法占用物件の除去等適正な維持管理に努めている。

#### ウ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の管理

管内の砂防指定地は554箇所,急傾斜地崩壊危険区域は593箇所,地すべり防止区域は2箇所を指定している。

これらの管理に当っては、有害行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の 充実に努めている。

### エ 海岸保全区域の管理

管内では、国土交通省所管の海岸保全区域として8箇所を指定している。

これらの管理に当っては、パトロール等により、危険箇所の早期発見、不法占用物件 の除去等適正な利用、運営等がなされるよう維持管理に努めている。

#### オ 広島県アダプト制度について

マイロードシステム, ラブリバー制度を統合して, 平成20年度からアダプト団体に活動奨励金を支給する広島アダプト活動支援事業がスタートし,住民,企業,団体等と県・市町・NPO法人が協力して,道路,河川の管理,美化活動に取り組んでいる。

#### カ 道路. 河川. 砂防等の許可等件数

		区分							許可等	等件数	/ <b>世</b>   <b>少</b>																		
				<u>.</u>			刀				令和元年度	令和2年度	備考																
道	Ü	<b>空</b>		占	用		許		<i>⇒</i> ⊬		⇒k-		<i>=</i> ⊬		⇒h-		<b>⇒</b> /r		<b>⇒/</b> r		⇒/r		<b>≘</b> 左		可	新規	357	614	
坦	Ц	谷	ļ		/1.				ΗJ	更新	244	384																	
道	I	各	Ē	<b></b>	築		承		認		29	32																	
道	路	I	_	事	施	I	-	命	令		52	61																	
										新規	243	259																	
特	殊	車	Ĭ.	両	通	行	ŕ	許	可	更新	36	22																	
										協議	414	443																	
河	Ш	法	承	認	(	2	0	条	)		2	1																	
河	JII	法	許	可	(	2	3	条	)	新規	1	0																	
{HJ	711	伍	рT	⊢1	(		3	木	,	更新	6	1																	
河	川港	: 許	;可	(	24 •	2 6	• 2	7 条	€)		473	429																	
河	Ш	法	許	可	(	2	4	条	)	更新	410	501																	
河		Ш		法	(	3	4	条	)	承認	12	8																	
普	通	河	Щ	等	$\mathcal{O}$	工	事	許	可		99	95	_																

E		許可等	等件数	/世 之
区 分		令和元年度	令和2年度	備考
砂防指定地内制限行為許可(同意)	•	168	63	
砂防設備占用許可(同意)	新規	205	193	
	更新	284	259	
急傾斜地崩壊危険区域内制限行為の許可		35	45	
地すべり防止区域内制限行為の許可		0	0	
土砂災害防止法に関する	新規	1	2	
特定開発行為許可(同意)	変更	0	1	
岩石採取計画の認可		0	0	
砂利採取計画の認可		0	0	
	新規	1	1	
海岸保全区域の占用許可	更新	0	1	
○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	新規	0	0	
その他の海岸法関係許可	更新	0	0	
   一 般 海 域 占 用 許 可 等	新規	22	16	
	更新	7	12	
	道路	54	62	
  境 界 立 会	河川	71	43	
	砂防	36	37	
	海岸	2	0	
	道路	38	49	
  境 界 確 定 協 議	河川	42	20	
短	砂防	22	14	
	海岸	2	0	
	道路	13	8	
  境 界 確 定 証 明	河川	1	1	
	砂防	2	0	
	海岸	1	0	
その他各種証明		1	2	
計		3, 386	3,679	

# キ アダプト活動認定団体数

(令和3年4月1日現在)

区分	認定数	備考
マイロード	76	
ラ ブ リ バ ー	139	
計	215	

# (4) 建設業及び宅地建物取引業の指導

# ア 建設業許可申請等受理件数

		種	別	受 理	件数
		性	为门	令和元年度	令和2年度
	許	新	規	561	450
		内	大 臣 許 可	23	0
	可	訳	知 事 許 可	538	450
	申	更	新	865	1, 298
	請	内	大 臣 許 可	25	0
建	門	訳	知 事 許 可	840	1, 298
	変	決		8, 395	8, 454
	更	内	大 臣 許 可	574	0
	届	訳	知 事 許 可	7, 821	8, 454
		経		1, 346	1, 276
設	審	内	大 臣 許 可	100	0
		訳	知 事 許 可	1, 246	1, 276
	査		営事項審査 (再審査)	0	0
		内	大 臣 許 可	0	0
2014	申	訳	知 事 許 可	0	0
業	.1.	建設	工事等入札参加資格(注)	42	311
	請	内	建設業 : 大臣許可	0	4
	莳	訳	建設業 : 知事許可	32	283
			測量及び建設コンサルタント	10	24
		,	営業所調査	0	0
		مردا.	計	11, 209	11, 789
浄	登	新	規	0	2
化	録	更	新	1	3
槽		変	更	2	0
工	届	新	規	3	3
事	出	変	更	31	51
業		44	計	37	59
解体	登	新	規	26	24
工	録	更 変	新	9	9
事		发	更	9	13
業			計	44	46

# (注) 建設工事等入札参加資格

		2年度 (本申請)	3 年度 (追加申請)	4 年度 (追加申請)	計
	「令和3・4年度分」申請数	302	_	_	302
内	建設業 : 大臣許可	4	_	_	4
一訳	建設業 : 知事許可	275	_	_	275
μ/\	測量及び建設コンサルタント	23	_	_	23

		30年度 (本申請)	元年度 (追加申請)	2 年度 (追加申請)	計
	「令和元・2年度分」申請数	396	42	9	447
内	建設業 : 大臣許可	5	0	0	5
訳	建設業 : 知事許可	366	32	8	406
I)/\	測量及び建設コンサルタント	25	10	1	36

# イ 宅地建物取引業免許申請等受理状況

		壬			311		受	理	件	数		
		種		),	训		令和元年度			令和2年	三度	
		新				規		85				84
	在	内	大	臣	免	許		1				3
	免 許·	訳	知	事	免	許		84				81
宅	申請	更				新		179				194
	,	内	大	臣	免	許		2				3
		訳	知	事	免	許		177				191
建		登	載	事	項	等		671				705
	内		大	臣	免	許		106				101
業	変更届	訳	知	事	免	許		565				604
//~	届		5 0	条第	2	項		96				130
		内	大	臣	免	許		62				81
		訳	知	事	免	許		34				49
		•		計				1,031			1	1, 113
宅	資	登				録		365				328
地建	格	-1/ <sub>-</sub>				327	〔県内総数 :	524 ]	〔県[	内総数	: 4	464 ]
物取引	申請	変				更		647				637
士				計				1,012				965

# ウ 建設業及び宅地建物取引業者等数調

	1						
区分	地域別	令君	和2年3月31	日現在	令利	口3年3月31	日現在
	地域加	業	者 数	対県内比	業	者 数	対県内比
	県 内	大臣	265		大臣	268	_
建設業者	県 内	知事	11, 524	_	知事	11, 591	_
是	管内	大臣	175	66. 0	大臣	177	66.0
		知事	6, 567	57. 0	知事	6, 592	56. 9
	県 内	大臣	44		大臣	46	_
宅 建 業 者		知事	2,831		知事	2, 843	_
七度亲有	管内	大臣	35	79. 5	大臣	39	84.8
		知事	1,873	66. 2	知事	1,890	66. 5
	県 内	大臣	309	_	大臣	314	_
計		知事	14, 355	_	知事	14, 434	_
直	管内	大臣	210	68. 0	大臣	216	68.8
	E   Y	知事	8, 440	58.8	知事	8, 482	58.8
宅地建物取引士	県 内	_	22, 363	_		22, 802	_

# エ 建設業許可申請書綴及び宅地建物取引業者免許簿閲覧状況

区		分		令	和	元年	度			令	和	2 年	度	
		カ	実	人	数	件	2	数	実	人	数	件		数
建	設	業		1	, 803		24, 5	552		1	, 489		16,	073
大司	大臣許	可			0			0			_			_
内訳	知事許	可		1	, 803		24, 5	552		1	, 489		16,	173
宅均	也建物取	引業			190		3	317			115			176
<del> </del>   → 1	大臣許	可			0			0			0			0
内訳	知事許	可			190		3	317			115			176
	計			1	, 993		24, 8	869		1	, 604		16,	249

# 才 建設業許可証明申請状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度
1, 311	509	807

#### (5) 建築, 宅地開発, 建設リサイクルの指導等

#### ① 建築行政の推進 【建築物の安全安心の確保】

当事務所の建築行政区域は、竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町、及び、豊田郡大崎上島町の4市7町の広範にわたっており、同区域内での建築確認検査業務のほか、違反建築物の防止、特殊建築物等の定期報告制度等を通じて、良質な建築物の供給や安全・安心な既存建築物の維持に努めている。

#### ② 宅地開発行政の推進 【良好な都市環境の形成】

開発許可制度を適正に運用することで,無秩序な市街化を防ぐとともに開発地の技術 水準を確保して,良好な都市環境の形成を図っている。

開発行政区域は建築行政区域と同一であり、同区域内の都市計画区域内の市街化区域での1,000平方メートル以上、区域区分の行われていない非線引き都市計画区域での3,000平方メートル以上、及び都市計画区域外での1~クタール以上の開発行為に関する許可と指導・取締りに当たっている。

なお,山県郡安芸太田町,及び,豊田郡大崎上島町を除く,4市5町に都市計画区域 が指定されており,そのうちの,大竹市,府中町,海田町,熊野町,及び,坂町で市街 化区域と市街化調整区域の区域区分が行われている。

また,宅地造成工事規制区域が,竹原市,大竹市,江田島市,安芸郡府中町,海田町, 熊野町,坂町に指定されており,宅地造成の許可と指導・災害防止に努めている。

#### ③ その他 【人・社会・環境にやさしい建築物の創造など】

バリアフリー法(高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づき,特定建築物の認定に関する事務を行い,高齢者・障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に努めるとともに,建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)に基づく事務のうち,省エネルギー基準への適合性判定,認定,届出の受理・指示・命令等に関する事項を行い,一定規模以上の建築物における省エネルギー性能の向上を図っている。

また,建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)に基づき, 建築物の解体工事,同新築・増改築工事,同改修工事及び建築物以外の新築・解体工事 の届出が義務づけられている。それにより,分別解体等及び再資源化等を促進するため の措置を講ずるとともに,再資源の十分な利用及び廃棄物減量の指導に努めている。

# (6) 建築行政

# ア 建築確認申請受付及び検査状況

		<i>F</i> -		確認申請受付状況			検	查	Ė	状		況						
	町 村 名	年度		建	築	物	Ŋ.	区	分			建	築	4	勿	<u>X</u>	分	
			1~	3 号	4	号	設備	等	ŧ	ŀ	$1 \sim$	3 号	4	号	設備	等	言	+
		30	(1)	5	(0)	8	(0)	3	(1)	16	(0)	1	(1)	7	(0)	2	(1)	10
竹	原市	元	(0)	1	(0)	8	(0)	1	(0)	10	(0)	3	(2)	9	(0)	1	(2)	13
		2	(0)	1	(0)	9	(0)	1	(0)	11	(0)	1	(6)	9	(0)	2	(6)	12
		30	(0)	5	(0)	5	(0)	2	(0)	12	(0)	2	(0)	3	(0)	3	(0)	8
大	竹 市	元	(0)	5	(0)	4	(0)	0	(0)	9	(0)	3	(0)	4	(0)	0	(0)	7
		2	(2)	4	(1)	3	(0)	4	(3)	11	(0)	2	(1)	6	(0)	4	(1)	12
		30	(1)	10	(0)	0	(0)	2	(1)	12	(0)	6	(0)	0	(0)	3	(0)	9
安	芸 高 田 市	元	(0)	4	(3)	4	(0)	4	(3)	12	(0)	8	(1)	3	(0)	4	(1)	15
		2	(0)	2	(0)	3	(0)	1	(0)	6	(0)	2	(1)	3	(0)	0	(1)	5
		30	(1)	9	(1)	11	(0)	3	(2)	23	(0)	4	(4)	9	(0)	2	(4)	15
江	田 島 市	元	(1)	7	(1)	10	(0)	4	(2)	21	(1)	5	(5)	9	(0)	3	(6)	17
		2	(1)	5	(1)	2	(0)	0	(2)	7	(0)	8	(0)	6	(0)	3	(0)	17
		30	(0)	3	(1)	14	(0)	1	(1)	18	(3)	3	(7)	13	(0)	0	(10)	16
	府中町	元	(0)	4	(1)	15	(0)	2	(1)	21	(0)	0	(10)	15	(0)	1	(10)	16
		2	(1)	3	(0)	4	(0)	1	(1)	8	(2)	5	(2)	4	(0)	1	(4)	10
		30	(0)	3	(1)	16	(0)	3	(1)	22	(1)	1	(11)	12	(0)	2	(12)	15
	海 田 町	元	(1)	4	(2)	23	(0)	2	(3)	29	(1)	4	(16)	22	(0)	2	(17)	28
安芸		2	(0)	6	(4)	17	(0)	3	(4)	26	(2)	4	(18)	20	(0)	2	(20)	26
郡		30	(0)	5	(0)	11	(0)	2	(0)	18	(1)	4	(6)	10	(0)	2	(7)	16
	熊 野 町	元	(1)	3	(2)	15	(0)	1	(3)	19	(0)	2	(7)	13	(0)	0	(7)	15
		2	(0)	1	(2)	11	(0)	4	(2)	16	(1)	2	(6)	11	(0)	1	(7)	14
		30	(0)	2	(0)	5	(0)	1	(0)	8	(0)	0	(5)	7	(0)	2	(5)	9
	坂 町	元	(1)	7	(0)	11	(0)	1	(1)	19	(2)	2	(7)	8	(0)	1	(9)	11
		2	(0)	1	(0)	4	(0)	2	(0)	7	(0)	2	(2)	6	(0)	2	(2)	10
$  \  $		30	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0
山	安芸太田町	元	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0
県		2	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1
		30	(1)	3	(2)	7	(0)	0	(3)	10	(0)	2	(2)	4	(0)	1	(2)	7
郡	北広島町	元	(1)	5	(0)	4	(0)	0	(1)	9	(0)	5	(1)	3	(0)	0	(1)	8
		2	(0)	6	(1)	3	(0)	0	(1)	9	(1)	7	(0)	2	(0)	0	(1)	9
豊		30	(1)	16	(0)	0	(0)	0	(1)	16	(12)	14	(0)	0	(0)	0	(12)	14
田	大崎上島町	元	(0)	2	(0)	0	(0)	1	(0)	3	(0)	2	(0)	0	(0)	1	(0)	3
郡		2	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1
		30	(5)	62	(5)	77	(0)	17	(10)	156	(17)	37	(36)	65	(0)	17	(53)	119
	合 計	元	(5)	42	(9)	94	(0)	16	(14)	152	(4)	34	(49)	86	(0)	13	(53)	133
		2	(5)	31	(9)	56	(0)	16	(14)	103	(6)	35	(36)	67	(0)	15	(42)	117

<sup>(</sup>注1) 1号 法第6条第1項に規定する特殊建築物で床面積100㎡を超えるもの。

<sup>2</sup>号 木造で階数が3以上又は延床面積500m2を超えるもの。

<sup>3</sup>号 非木造で階数2以上又は延床面積200㎡を超えるもの。

<sup>4</sup>号 前号に掲げる以外の建築物。

<sup>(</sup>注2) 確認申請受付状況は、計画通知を含む。また、計画変更確認申請は、( ) 書で外数とする。

<sup>(</sup>注3) 検査状況は、計画通知を含む。また、中間検査合格は、( )書で外数とする。(設備等は中間検査なし)

# イ 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく許可申請件数

	\		区分	宅	地造成	許可	申請	開	発 許	可	申請	都訂	計法第43	条許可	可申請
	`			令和	元年度	令和	12年度	令和	元年度	令和	12年度	令和	元年度	令和	12年度
	市町	丁名		件数	面積(m²)	件数	面積(m²)	件数	面積(m²)	件数	面積(m²)	件数	面積(m²)	件数	面積(m²)
乍	ケ	原	市	0	0	1	11, 134	0	0	0	0	0	0	0	0
J	t	竹	市	1	603	1	850	1	2, 861	1	46, 413	0	0	1	992
3	き 芸	高田	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ž	I F	田島	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	府	中	町	2	943	3	2, 001	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸郡	海	田	町	1	1, 102	4	2, 210	0	0	0	0	0	0	0	0
郡	熊	野	町	3	4, 205	2	8, 782	1	2, 710	5	41, 342	4	1, 094	4	969
	坂		町	3	1, 918	0	0	1	2, 549	0	0	0	0	0	0
山県	安	芸 太	田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡	北	広	島町	0	0	0	0	1	9, 086	0	0	0	0	0	0
豊田郡	大	崎 上	島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		10	8, 771	11	24, 977	4	17, 206	6	87, 755	4	1, 094	5	1, 961

<sup>(</sup>注) 竹原市分は1ha以上のものに限る。

### ウ 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく完了検査件数

		宅	地 造 成	完	了 検 査	開	発 許 可	完	了 検 査	
		4	介和元年度	ŕ	う和2年度	<del>4</del>	和元年度	令和2年度		
	市町名	件数	面 積 ( m²)	件数	面積(m²)	件数	面積(m²)	件数	面 積 ( m²)	
ヤ	ケ 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	
<del>)</del>	て 竹 市	1	603	1	850	0	0	1	2, 861	
多	云芸 高田市	0	0	0	0	1	7, 327	0	0	
扫	工田島市	0	0	1	2, 100	0	0	0	0	
	府 中 町	3	16, 546	1	218	0	0	1	9, 010	
安芸郡	海田町	0	0	5	3, 307	1	2, 468	0	0	
郡	熊野町	3	3, 605	1	1, 590	6	16, 869	3	33, 916	
	坂 町	2	1,688	1	231	0	0	1	2, 549	
山川	安芸太田町	0	0	0	0	0	0	0	0	
県郡	北広島町	0	0	0	0	1	3, 164	0	0	
豊田郡	大崎上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		9	22, 442	10	8, 296	9	29, 828	6	48, 336	

(注) 竹原市分は1ha以上のものに限る。

# エ 建築基準法の許可, 仮使用承認及び道路位置指定状況

(単位:受付件数)

区分 年度	用途地域 関 係	道路特例	容積率の 制 限	建築物の高さ制限	日影規制	卸売市場 等の位置	仮 設 建築物	仮使用承認 (特定行政庁)	仮使用承認 (建築主事)	道路位置指 定
30	1	15	0	0	0	2	7	4	0	21
元	0	18	0	0	0	0	3	6	0	11
2	0	12	0	0	0	0	1	6	0	15

# オ バリアフリー法に基づく認定を行った建築物一覧

番号	市町村名	建築物名称	建築主	用途	延べ面積(m²)	
H30-1	海田町	海田公民館	海田町長 西田 祐三	公民館	2, 915. 26	
R01-01	海田町	海田町新庁舎	海田町長 西田 祐三	官公署(庁舎)	6, 675. 33	

※令和2年度は該当なし

# カ 省エネ法届出の受付状況

(単位:受付件数)

年度	①ホテル等	②病院等	③物販店等	④事務所等	⑤学校等	⑥飲食店等	⑦集会所等	⑧工場等	9住宅等	<b>≅</b> +
30	0	4	5	5	7	2	2	31	30	86
元	0	1	1	3	4	0	2	14	48	73
2	0	2	4	9	1	0	3	6	33	58

# (7) 建設工事の資材のリサイクル指導 建設リサイクル法の対象建設工事に係る届出等件数

	_	J	届	出	件	数	ζ		通	知	件	数	ζ	
市町名		令和元年度				令和2年度			令和元年度			令和2年度		
		建築物の解体	建築物の新築	そ の 般 解 体	建築物の解体	建築物の新築	そ の 新 築 体	建築物の解体	建築物の新築	そ の 新 築 解 体	建築物の解体	建築物の新築	その他 の新築 解体	
h	· 百 古	44	7	47	49	3	45	2	1	103	2	0	103	
竹 原 市				98			97			106			105	
大竹市		69	3	40	50	2	27	7	0	29	3	0	23	
				112			79			36			26	
宏	安芸高田市		3	20	55	5	39	1	1	105	2	0	73	
				58			99			107			75	
汩汩	二田 島 市	57	1	17	47	4	18	7	3	34	3	1	50	
	- H, H,			75			69			44			54 1 35	
	府中町	49	7	19	65	9	30	4	1	32	1	1	35	
				75			104			37		1	37	
	海田町	28	6	15	45	6	16	1	0	37	1	1	28	
安芸郡				49			67			38		1	30	
郡	熊野町	25	1	2	37	5	1	1	0	29	3	4	27	
				28			43			30			34	
	坂町	19	2	11	17	1	21	9	0	16	0	0	15	
Ш				32			39			25		ı	15	
	安芸太田町	16	0	18	13	0	18	3	0	25	0	0 0		
山県郡				34			31			28		<u> </u>	18	
郡	北広島町	34	4	24	27	1	26	1	0	45	0	0	59	
				62			54			46			59	
豊田	大崎上島町	14	1	3	15	0	3	0	0	21	1	3	25	
郡 (オ	朱) 西日本高速			18			18			21			29	
道路,JR等		0	0	5	0	0	5	0	0	2	0	0	0	
	計	390	35	221	420	36	249	36	6	478	16	10	456	
				646			705			520			482	

# 広島県西部建設事務所

〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12 TEL (082) 250-8151 (代表)